

2024年度

事業報告書

第36号

目次

はじめに	・・・ 4
I. 2024 年度における主な活動状況	・・・ 4
1. 会員等の状況	・・・ 4
2. 本協会所管金融商品取引の概況	・・・ 4
3. 会員監査・処分等の状況	・・・ 4
4. 外務員登録事務	・・・ 4
5. 苦情・相談、あっせん事業	・・・ 5
6. 投資者教育事業	・・・ 5
7. サイバーセキュリティ	・・・ 5
8. FX 幹事会の取組みについて	・・・ 5
9. Kinsaki-net の更改	・・・ 6
II. 総会、理事会等の開催状況等	・・・ 6
1. 総会	・・・ 6
2. 理事会	・・・ 6
3. 委員会	・・・ 8
4. 不服審査会	・・・ 8
5. 部会	・・・ 8
6. FX 幹事会	・・・ 10
III. 事業活動	・・・ 10
1. 自主規制規則等の整備	・・・ 10
(1) 定款の変更	・・・ 10
(2) 自主規制規則の制定改正等	・・・ 11
(3) 自主規制規則の定期的見直し	・・・ 12
2. 調査統計事業の状況、外部学術連携事業の状況	・・・ 12
(1) 本協会所管金融商品取引の概況	・・・ 12
(2) 東京外国為替市場委員会との共同調査	・・・ 15
(3) マッピング	・・・ 15
(4) 顧客損益状況調査	・・・ 15
(5) 学術連携事業の状況 (FX 取引における法的構造)	・・・ 15
3. 会員監査及びモニタリング、会員処分等の状況	・・・ 16
(1) 会員監査	・・・ 16
(2) モニタリング	・・・ 16
(3) 会員処分等の状況	・・・ 18
4. 苦情・相談、あっせん事業等	・・・ 18
(1) 苦情・相談、あっせん事業	・・・ 18
(2) 認定個人情報保護団体	・・・ 18
5. 外務員登録関係及び内部管理責任者関係	・・・ 19
(1) 外務員登録の実施等	・・・ 19

(2) 外務員統合管理システム	・ ・ ・ 19
(3) 外務員資格試験及び外務員資格更新研修試験	・ ・ ・ 19
(4) 内部管理責任者関係	・ ・ ・ 20
6. 各種刊行物の刊行、投資者教育事業、 会員・特別参加者専用サイト (Kinsaki-net) 等	・ ・ ・ 20
(1) 各種刊行物の刊行	・ ・ ・ 20
(2) 投資者教育事業 (大学への提供講座)	・ ・ ・ 21
(3) 会員・特別参加者専用サイト (Kinsaki-net)	・ ・ ・ 21
7. 金融先物取引業務の改善合理化	・ ・ ・ 21
(1) FX 幹事会の活動状況	・ ・ ・ 21
8. 教育、研修事業	・ ・ ・ 21
(1) 会員の教育・研修事業	・ ・ ・ 21
(2) 投資者教育事業	・ ・ ・ 23
9. 行政機関・内外の自主規制機関等との関係	・ ・ ・ 23
(1) 国内の行政機関・自主規制機関等との関係	・ ・ ・ 23
(2) 国外の行政機関・自主規制機関等との関係	・ ・ ・ 24
10. 法令に基づく主務大臣等への協力	・ ・ ・ 24
(1) 法人顧客に対する証拠金規制 (為替リスク想定比率の算出・公表)	・ ・ ・ 24
(2) 金融庁業務支援統合システム (届出一元化) 及び金融モニタリング システム (FIMOS) への対応	・ ・ ・ 24
11. 内外諸情勢の変化に即応した適正かつ効率的な協会業務の推進	・ ・ ・ 24
(1) 協会業務系システムの更改	・ ・ ・ 24
(2) 会員・特別参加者専用サイト (Kinsaki-net) の更改	・ ・ ・ 25
(3) サイバーセキュリティへの取組み	・ ・ ・ 25
12. その他	・ ・ ・ 25
(1) 協会の個人情報保護対策	・ ・ ・ 25
(2) 「情報セキュリティ基本方針」の制定・公表	・ ・ ・ 25
(3) 協会役職員に対するハラスメント研修の実施	・ ・ ・ 25
IV. 協会の概要	・ ・ ・ 26
1. 事務局	・ ・ ・ 26
(1) 組織・人員	・ ・ ・ 26
(2) 所在地	・ ・ ・ 26
2. 財務報告	・ ・ ・ 26
(1) 収支の状況	・ ・ ・ 26
(2) 財務の状況	・ ・ ・ 27
(3) 監査法人による監査の実施	・ ・ ・ 28

V.	会員等の状況	・ ・ ・ 28
1.	会員等の状況	・ ・ ・ 28
2.	会員一覧	・ ・ ・ 29
3.	特別参加者一覧	・ ・ ・ 33
4.	役員	・ ・ ・ 33
5.	委員会等委員	・ ・ ・ 34
6.	部会等	・ ・ ・ 35
VI	事業報告書付属明細書	・ ・ ・ 37
VII	参考資料 目次	・ ・ ・ 38
別紙 1	一般社団法人金融先物取引業協会の活動状況	・ ・ ・ 39
別紙 2	所管金融商品取引の状況（マッピング）	・ ・ ・ 51
別紙 3	一般社団法人金融先物取引業協会組織図	・ ・ ・ 53
VIII	一般社団法人金融先物取引業協会定款	・ ・ ・ 55

はじめに

この度、一般社団法人金融先物取引業協会（以下「本協会」という。）では、2024 年度の事業報告書を取りまとめましたので、ご報告します。

本協会では、従前より、金融商品取引法に基づく認定金融商品取引業協会（自主規制機関）として各般の自主規制の制定・実施に加え、会員監査や、国から委託された外務員登録事務処理、各般の統計調査など、経常的な業務においても適正かつ効率的で、会員の皆様の意見を尊重する執行に努めているところです。

会員の皆様からの温かいご支援とご理解に改めて厚く御礼申し上げます。

I. 2024 年度における主な活動状況

1. 会員等の状況

会員数は、2007 年度末の 206 社をピークに減少を続け、ここ数年は 130 社台で推移していましたが、2025 年 3 月末は、会員 132 社（対前年度末 3 社減）、特別参加者 5 社（対前年度 1 社増）となっており、今後も会員数の増加はなかなか見込みにくい状況となっています。

2. 本協会所管金融商品取引の概況

2024 年の春先から、夏頃まで主要先進国の政策金利は 2023 年の中旬以降の水準が継続していましたが、日本では 2016 年 2 月より実施されていたマイナス金利が解除されプラスに転換し 7 月には 0.25% 迄上昇しました。このような背景の中でも外国為替相場は日本の金融緩和姿勢が概ね継続されるとの思惑から、円買い介入により一時的に円高になる場面がありましたが、その後は円安に推移しました。2024 年後半から年末にかけて、主要先進国の政策金利は下降気味になる中、外国為替相場は円高に進む局面がありましたが、その後は日銀の早期利上げ観測の後退を背景として円安に推移しました。

このような相場状況の中、本協会の当期（2024 年 4 月から 12 月まで）における所管金融商品取引の出来高は、国内外取引所取引の先物及びオプション取引は前年同期比 7.71% 増の 46,103,670 枚、店頭取引の先物及びオプション取引は前年同期比 22.54% 増の 109,967,983 億円となりました。その内、外国為替証拠金取引の出来高については、店頭外国為替証拠金取引が同 22.75% 増の 108,553,833 億円、国内取引所外国為替証拠金取引が同 5.25% 減の 21,308,645 枚（円換算値では 227,185 億円）となりました。

3. 会員監査・処分等の状況

本協会は自主規制機関としてオンサイト・オフサイトの監査を行っています。実地監査の対象取引は外国為替証拠金取引、通貨オプション取引及び金利先物取引等になりますが、投資者保護の観点から外国為替証拠金取引を行っている会員が中心となっています。

2024 年度での実地監査の実施件数は 12 件でした。

2024 年度の会員及び外務員への処分状況については、会員 1 社に対し処分を行い、併せて法令、諸規則等の遵守と内部管理体制の充実、強化を徹底するよう勧告を行いました。又、外務員の処分はありませんでした。

なお、2024 年度における会員及び外務員の処分に係る不服の申立てはありませんでした。

4. 外務員登録事務

国からの委任事務である外務員登録については、登録者は 12 万人台で推移しています。こ

のうち、本協会が実施する試験を受験している外国為替証拠金取引等の外務員登録者数は約4千人となっています。

5. 苦情・相談、あっせん事業

本協会所掌取引に関する苦情等の状況は全体的に減少傾向にはあるものの、2024年度については、最近の外国為替証拠金取引の出来高増加に伴い、当該取引の苦情について、前年度比26.9%の増加となりました。

苦情等の内容としては、外国為替証拠金取引では、対面営業による勧誘姿勢やシステム障害等に関する苦情等が中心であり、通貨オプション取引では、バイナリーオプション取引（BO）に係る相談が寄せられています。

6. 投資者教育事業

投資者保護と金融商品取引の健全な発展に寄与することを目的として、一般投資者の金融リテラシーの普及・啓発活動を推進する観点から、FX取引に関する様々なコンテンツの拡充等の取組みを進めています。

2024年度の取組みは以下のとおりです。

- SNSで知り合った相手からの詐欺的な投資勧誘に関する注意喚起動画（2本）を協会ホームページで公開。
 - ・STOP SNS型投資詐欺（ネコ編①）（2024年12月27日公開）
 - ・STOP SNS型投資詐欺（ネコ編②）（2024年12月27日公開）
- 著名人の名前・写真を悪用した嘘の投資広告による悪質な投資詐欺に関する注意喚起動画（1本）を協会ホームページで公開。
 - ・その著名人、ホンモノですか？投資のニセ広告に注意！（2025年2月5日公開）
- 一般向け協会ホームページ上で新興国通貨等に関する各種レポートを掲載。
- 行動経済学を専門とする学識経験者に、店頭FX投資家の投資行動に関する研究を依頼し、分析結果をまとめた寄稿論文を協会会報で公表（2025年4月30日）。
- 若年層向けの投資教育の一環として、明治大学（東京）及び龍谷大学（京都）において「ビジネスと市場リスク」と題した提供講座を開講。

7. サイバーセキュリティ

本協会では、関係各所と連携しながら、会員のサイバーセキュリティ意識の向上及び脅威への対応力強化につながるよう継続的に施策を実施しています。

本年度は、金融庁総合政策局リスク分析総括課サイバーセキュリティ対策企画調整室からの依頼で実施したサイバーセキュリティ演習（Delta Wall VIIIの関係資料（概要・内容）をKinsaki-netを通じて会員へ周知しました（2024年4月）。また、2024年10月に開催された同演習「Delta Wall IX」にFX取扱会員（5社）が参加しました。

引き続き、金融庁等と連携しながら対応していきます。

その他、本協会では、会員におけるサイバーセキュリティ推進等を目的とし、2016年より一般社団法人JPCERTコーディネーションセンター（以下「JPCERT/CC」といいます。）が国内の重要インフラ等を管理・運用する組織及び団体に対して提供する「早期警戒情報」を本協会経由で希望会員にお届けしてきましたが、当該提供を2024年4月1日に終了し、本協会を経由することによるタイムラグや共有制限などのデメリットを排し、会員にとって、よりメリットがあると考えられる同センターからの直接提供へ移行しました。

8. FX幹事会の取組みについて

FX 幹事会では、業界を取り巻く環境の変化や関係機関の要請などを踏まえ、事業年度ごとに検討すべきテーマを設定しつつ、FX 取引に関する自主規制規則等の検討を行うほか、投資教育など投資者啓発に取り組んでいます。2024 年度の検討テーマとしては、以下の 6 項目を設定しました。（本年度の会議の開催状況については、「Ⅱ． 6． FX 幹事会」参照）

【検討テーマ】

- ① 投資者教育（協会教育コンテンツの拡充及び有効活用に向けた検討等）
- ② サイバーセキュリティ関係（専門家による講演会等）
- ③ 顧客取引の謝絶関係（意見交換、実態把握）
- ④ F X 取引における課題整理（外部有識者からの提言等を踏まえた議論）
- ⑤ 「顧客本位の業務運営に関する原則」への取組み（情報共有、意識向上等）
- ⑥ その他、業界を取り巻く環境の変化等への対応

9. Kinsaki-net の更改

2024 年 11 月に会員・特別参加者専用サイトである Kinsaki-net を更改しました。会員への情報提供、報告機能などのこれまでの機能を引き継ぎつつ、会員アンケートの結果も踏まえ、セキュリティ及び利便性の向上を実現しており、更改後も大きな問題なく運用されています。

Ⅱ. 総会、理事会等の開催状況等

1. 総会

本年度中、定款第 23 条に規定する通常総会を 1 回、臨時総会を 1 回開催し、次の議案について審議を行い、承認されました。

(1) 通常総会

2024 年 6 月 25 日、第 35 回通常総会を K K R ホテル東京（東京都千代田区大手町 1 丁目 4 番 1 号）において開催し、出席会員 124 社（うち、書面による議決権行使会員 116 社）によって、次の議案はいずれも原案のとおり承認可決されました。

- 第 1 号議案 定款の一部変更の件
- 第 2 号議案 2023 年度事業報告及び決算の件
- 第 3 号議案 役員の選任の件
- 第 4 号議案 第 35 回通常総会議事録署名人 2 名選任の件

(2) 臨時総会

2025 年 3 月 28 日、臨時総会を本協会会議室において開催し、出席会員 117 社（うち、書面による議決権行使書会員 113 社）によって、次の議案はいずれも原案のとおり承認可決されました。

- 第 1 号議案 2025 年度事業計画及び予算の件
- 第 2 号議案 臨時総会議事録署名人 2 名選任の件

2. 理事会

本年度中、定款第 34 条に規定する理事会は 6 回開催されました。その審議事項等の概要は以下のとおりです。（カッコ内は、開催日及び開催方式・場所を示します。）

第 1 回理事会（2024 年 5 月 21 日・KKR ホテル東京及び Web によるハイブリッド開催）

- 第 35 回通常総会招集決定の件
- 定款の一部変更の件

- (2024 年 6 月 25 日開催第 35 回通常総会付議案件 総会第 1 号議案関連)
- 2023 年度事業報告及び決算の件
- (2024 年 6 月 25 日開催第 35 回通常総会付議案件 総会第 2 号議案関連)
- 役員候補者選任の件
- (2024 年 6 月 25 日開催第 35 回通常総会付議案件 総会第 3 号議案関連)
- 第 35 回通常総会議事録署名人 2 名選任の件
- (2024 年 6 月 25 日開催第 35 回通常総会付議案件 総会第 4 号議案関連)
- 第 35 回通常総会の議決権行使に関する事項の件
(報告事項)
- 2023 年度代表理事の職務執行状況の報告の件
- 2023 年度資産管理運用状況の報告の件

第 2 回理事会 (2024 年 5 月 31 日・書面)

- 「定款の施行に関する規則」の一部改正の件
- 「金融先物取引業務取扱規則」の一部改正の件

第 3 回理事会 (2024 年 6 月 25 日・書面)

- 会長、副会長及び専務理事の選定 (代表理事の選定) の件
- 業務委員会、自主規制委員会及び規律委員会における委員長、副委員長及び委員並びに委員の委嘱の件

第 4 回理事会 (2024 年 9 月 30 日・書面)

- 「会員における倫理コードの保有及び遵守に関する規則」及び「モデル倫理コード」の廃止の件
- 会員の退会に伴う預託金の返還の件
- 会員の処分の件
- 「事務局の組織及び事務分掌等規程」の一部改正の件
- 「情報セキュリティ基本方針」の制定の件

第 5 回理事会 (2024 年 11 月 13 日・KKR ホテル東京及び Web によるハイブリッド開催)

- 2024 年度代表理事の職務執行状況の報告の件
- 2024 年度資産管理運用状況の報告の件

第 6 回理事会 (2025 年 3 月 13 日・書面)

- 臨時総会招集決定の件
- 2025 年度事業計画及び予算の件
- (2025 年 3 月 28 日開催臨時総会付議案件 臨時総会第 1 号議案関連)
- 臨時総会議事録署名人 2 名選任の件
- (2025 年 3 月 28 日開催臨時総会付議案件 臨時総会第 2 号議案関連)
- 臨時総会の議決権行使に関する事項
- 会員の退会に伴う預託金の返還の件
- 特別参加者の入会の件
- 重要な使用人の任命の件

- 団体役員賠償責任保険の契約の件

3. 委員会

本年度中、委員会規則（平成元年9月14日制定、2020年6月17日最終改正）に基づき設置された委員会は、業務委員会及び自主規制委員会並びに規律委員会及び不服審査会で、それぞれ開催状況及び審議状況は次のとおりです。（カッコ内は、開催日及び開催方式・場所を示します。）

(1) 業務委員会

第1回業務委員会（2025年3月5日・KKRホテル東京及びWebによるハイブリッド開催）

- 2025年度事業計画及び予算の件

(2) 自主規制委員会

第1回自主規制委員会（2024年5月17日・書面）

- 「定款の施行に関する規則」の一部改正の件
- 「金融先物取引業務取扱規則」の一部改正の件

第2回自主規制委員会（2024年9月12日・書面）

- 「会員における倫理コードの保有及び遵守に関する規則」及び「モデル倫理コード」の廃止の件

(3) 規律委員会

第1回規律委員会（2024年8月29日・協会会議室及びWebによるハイブリッド開催）

- 会員の処分について（会員1社）

4. 不服審査会

開催はありませんでした。

5. 部会

本年度中、委員会規則に基づき設置された部会は、業務部会及び自主規制部会で、それぞれ開催状況及び審議状況は次のとおりです。（カッコ内は、開催日及び開催方式・場所を示します。）

(1) 業務部会

第1回業務部会（2025年5月14日・協会会議室及びWebによるハイブリッド開催）

- 活動状況
- 理事会議案、通常総会議案について

- ① 招集理事会（2024.5.21）議案
（決議事項）

第1号議案 第35回通常総会招集決定の件

第2号議案 定款の一部変更の件

（2024年6月25日開催第35回通常総会付議案件 総会第1号議案関連）

第3号議案 2023年度事業報告及び決算の件

（2024年6月25日開催第35回通常総会付議案件 総会第2号議案関連）

第4号議案 役員候補者選任の件

（2024年6月25日開催第35回通常総会付議案件 総会第3号議案関連）
（総会「役員の選任の件」）

第5号議案 第35回通常総会議事録署名人2名選任の件

(2024年6月25日開催第35回通常総会付議案件 総会第4号議案関連)

第6号議案 第35回通常総会の議決権行使に関する事項の件
(報告事項)

I. 2023年度代表理事の職務執行状況の報告の件

II. 2023年度資産管理運用状況の報告の件

② 書面理事会(2024.5.31)議案

(決議事項)

第1号議案 「定款の施行に関する規則」の一部改正の件

第2号議案 「金融先物取引業務取扱規則」の一部改正の件

③ 第35回通常総会(2024.6.25)議案

(決議事項)

第1号議案 定款の一部変更の件

第2号議案 2023年度事業報告及び決算の件

第3号議案 役員の選任の件

第4号議案 第35回通常総会議事録署名人2名選任の件

○ その他

業務部会配付資料

① 2023年度事業報告及び決算参考資料

その1 理事会参考資料

その2 2023年度投資教育事業及び取引データ保存・報告制度実施報告

② 「役員選任の透明性の確保」

第2回業務部会(2024年12月23日・協会会議室及びWebによるハイブリッド開催)

○ 活動状況

○ 2025年度事業計画の概要(案)及び予算(案)について

第3回業務部会(2025年2月26日・協会会議室及びWebによるハイブリッド開催)

○ 活動状況

○ 2025年度事業計画及び予算の件等

① 業務委員会(2025.3.5)議案

(決議事項) 議案 2025年度事業計画及び予算の件

② 書面理事会(2025.3.13)議案

(決議事項) 第1号議案 臨時総会招集決定の件

第2号議案 2025年度事業計画及び予算の件

第3号議案 臨時総会議事録署名人2名選任の件

第4号議案 臨時総会の議決権行使に関する事項の件

第5号議案 会員の退会に伴う預託金の返還の件

第6号議案 特別参加者の入会の件

第7号議案 重要な使用人の任命の件

第8号議案 団体役員賠償責任保険の契約の件

③ 臨時総会(2025.3.28)議案

(決議事項) 第1号議案 2025年度事業計画及び予算の件

第2号議案 臨時総会議事録署名人2名選任の件

(2) 自主規制部会

第1回自主規制部会(2024年4月11日・書面)

- 「定款の施行に関する規則」の一部改正の件
- 「金融先物取引業務取扱規則」の一部改正の件

第2回自主規制部会(2024年8月13日・書面)

- 「会員における倫理コードの保有及び遵守に関する規則」及び「モデル倫理コード」の廃止の件

6. FX 幹事会

本年度中、FX 幹事会は7回開催され、それぞれ開催状況及び審議状況は次のとおりです。
(カッコ内は、開催日及び開催方式・場所を示します。)

第65回FX 幹事会(2024年4月2日・Web 開催)

- 投資教育について 他

第66回FX 幹事会(2024年6月11日・Web 開催)

- 今期の幹事会テーマの進捗等及び来期の幹事会について 他

第67回FX 幹事会(2024年7月30日・実開催・御茶ノ水トライエッジカンファレンス)

- 今期の幹事会について
- 投資教育について 他

第68回FX 幹事会(2024年9月26日・ハイブリッド開催)

- 投資教育について
- 顧客取引の謝絶関係について 他

第69回FX 幹事会(2024年11月26日・ハイブリッド開催)

- 投資教育について
- 顧客取引の謝絶関係について 他

第70回FX 幹事会(2025年1月28日・ハイブリッド開催)

- 投資教育について
- 顧客取引の謝絶関係について 他

第71回FX 幹事会(2025年3月25日・Web 開催)

- 投資教育について 他
- フィッシング対策強化に関する講演会

III. 事業活動

1. 自主規制規則等の整備

(1) 定款の変更

「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年6月10日法律第61号。令和5年6月1日施行)」により資金決済に関する法律第2条第14項に規定する暗号資産又は同条第5項第4号に掲げるもののうち投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして金融商品取引業者

等に関する内閣府令で定めるものを暗号等資産と定義したことに伴い、本協会定款の定義を見直しその一部を変更しました。

(2) 自主規制規則の制定改正等

本年度中、以下の自主規制規則の改正が行われています。

(ア) 本協会規則の一部改正

① 「定款の施行に関する規則」

日本取引所グループ（以下「JPX」という）の日本取引所自主規制法人（以下「JPXR」という）より、JPXRにおいて売買審査の対象となった取引が、本協会の会員（JPX 非取引参加者である場合に限る。以下「対象会員」という）経由で発注された取引であった場合に、原始委託者の情報の照会について、本協会に仲介を依頼されました。

内容としては、大阪取引所に上場した「TONA 3 か月金利先物取引」において、対象会員から発注される取引があり、かつ当該取引について不公正取引が疑われる取引形態として JPXR の売買審査システムで検知が行われた場合のみという限定された状況を想定しています。

これまで自主規制法人に情報提供を行うための規定を定めていなかったところから、同規則の一部を改正しました。（2024 年 5 月 31 日理事会決定、2024 年 5 月 31 日施行）

② 「金融先物取引業務取扱規則」

前年度に実施した「自主規制規則等の見直し等に関するご意見の募集について」において、会員より、顧客カードの記載事項における「顧客となった動機又は経緯」の削除について提案がありました。

これを受け、犯罪収益移転防止法により、特定事業者が特定取引を行う場合の取引時確認等が定められており、マネーロンダリング等の防止のために確認すべき項目について、既に法令上定められていること、次に、顧客本位の業務運営に資するため、顧客の属性や意向を十分に把握し、それらに沿った提案を行う上で、「顧客となった動機又は経緯」については、口座開設時の動機を示すものであり、口座開設後の顧客の適合性には直結しないものであることから、同規則の一部を改正しました。（2024 年 5 月 31 日理事会決定、2024 年 5 月 31 日施行）

③ 「会員における倫理コードの保有及び遵守に関する規則」の廃止

本協会では、2017 年 5 月に「モデル倫理コード」を策定し、2018 年 4 月から会員に対してモデルに沿った倫理コードの保有等を求めてきました。

倫理コード規制の導入から約 6 年が経過し、倫理コードの内容と重なる、投資者保護や金融商品取引業者等の業務の健全性の向上を目的とした規制・施策が導入され、そのなかでも「顧客本位の業務運営の原則」には、プリンシプルベースの考え方のもと倫理コードと同様に高度の専門性と職業倫理の保持を求めており、倫理コードによる一律的な対応に比べ、各社の実情に沿った取組みが行われています。

このような状況を踏まえ、本協会が一律の倫理コードのモデルを示し、倫理コードの保有をルールベースで義務付けるのではなく、プリンシプルベースに基づき、各会員が自社の業務内容や顧客層に応じて主体的に倫理・行動規範を策定・遵守していく取組みを促進していくことが望ましい姿であると考えられることから、倫理コードに関連する規則等の廃止を行いました。（2024 年 9 月 30 日理事会決定、2024 年 9 月 30 日廃止）

(イ) 本協会ガイドライン等の廃止

上記（ア）③の本協会規則の一部改正等に伴い以下のガイドライン等について廃止

を行いました。

① 「モデル倫理コード」

「会員における倫理コードの保有及び遵守に関する規則」の廃止に伴い廃止。
(2024年9月30日理事会決定、2024年9月30日廃止)

(3) 自主規制規則の定期的見直し

- (ア) 本協会の定める自主規制規則について、金融先物取引を巡る環境変化に対応すべく、継続的に見直し、改善を行う必要があるとの考えから、定期的に会員からの意見を募集し、自主規制規則等の整備へ反映していくこととしています。
- (イ) 直近は、2024年2月に募集を実施したところ、金融先物取引業務取扱規則第6条第1項第8号「顧客となった動機又は経緯」の削除について意見が1件あり、これを踏まえて2024年5月に金融先物取引業務取扱規則の一部改正を行いました。
- (ウ) 次回は、2025年4月に実施する予定です。

2. 調査統計事業の状況、外部学術連携事業の状況

本協会では、円滑な自主規制活動を推進するため、定款施行規則第3条による会員からの定期的な報告をもとに、所管金融商品取引や会員の業務状況に関する統計、その他の調査を行っています。

(1) 本協会所管金融商品取引の概況

(ア) 2024年4月から12月まで

2024年の春先から夏頃まで主要先進国の政策金利は、概ね前年半ばからの水準を継続していましたが、日本では2016年2月より実施されていたマイナス金利が解除されプラスに転換し、さらに7月には0.25%まで引き上げが行われました。この間の外国為替相場は、日本の金融緩和姿勢が概ね継続されると思惑から、日銀による円買い介入等により円高になる場面ありましたが、7月中旬から円安に推移し、月末にはドル円相場は150円近辺となりました。

その後、主要先進国の政策金利は利下げ傾向となる中、日本は追加利上げへの期待感から外国為替相場は円高に進む局面もありましたが、年内に追加利上げは行われず、政策金利は横ばいとなり、年末にかけては日銀の早期利上げ観測の後退を背景として外国為替相場は概ね円安に推移し、12月末にはドル円相場は157円後半となりました。

当期における通貨関連取引の出来高は、海外取引所先物取引が前年同期（2023年4月から12月まで）比50.04%増の1,281,327枚、店頭先物取引（外国為替証拠金取引を除く）が同55.04%増の159,246億円、店頭オプション取引が同4.46%増の1,254,904億円となりました。

外国為替証拠金取引の出来高については、店頭外国為替証拠金取引の出来高は同22.75%増の108,553,833億円、国内取引所外国為替証拠金取引は同5.25%減の21,308,645枚となり、国内取引所外国為替証拠金取引における出来高の円換算値は、同9.49%減の227,185億円となりました。また、金利関連取引の出来高は、国内取引所先物取引が同591.87%増の5,526,264枚、海外取引所先物取引が同5.34%減の14,566,263枚、海外取引所オプション取引が同4.45%増の3,421,171枚となりました。

当期末（2024年12月末）の建玉残高における、通貨関連取引の建玉残高は、海外取引所先物取引が前年同期末（2023年12月末）比32.16%減の8,555枚、店頭先物取引（外国為替証拠金取引を除く）が9.20%増の2,968億円、店頭オプション取引が

3.92%増の190,183億円となりました。外国為替証拠金取引の建玉残高については、店頭外国為替証拠金取引が同3.51減の79,920億円、国内取引所外国為替証拠金取引が同9.96%増の1,923,265枚となり、国内取引所外国為替証拠金取引における建玉残高の円換算値は、同2.63%減の16,258億円となりました。また、金利関連取引の建玉残高は、国内取引所先物取引が同384.35%増の197,027枚、海外取引所先物取引が同7.40%増の1,352,432枚、海外取引所オプション取引が同49.06%増の685,747枚となりました。

外国為替証拠金取引における当期（2024年12月末）の顧客預託金及び2024年度第3四半期の取引実績口座数は、店頭取引が18,646億円及び763,655口座、国内取引所取引が5,375億円及び13,546口座となりました。

（イ） 2025年1月から3月まで

2025年1月には日本の政策金利が0.5%に引き上げられて円高傾向になり、2月になると再び日本の利上げ観測が強まる中で、米国の景気動向、トランプ政権の関税政策及びウクライナ情勢などの先行き不透明感が注目され、概ね円高に推移し3月末にはドル円相場は150円割れとなりました。

以上の状況を背景に、店頭外国為替証拠金取引の2025年1月から3月までの出来高は、速報値ベースで3,555兆円（内、法人取引は163兆円）となりました。

表 ー 本協会所管金融商品取引の出来高及び建玉等の推移*

出来高 地域別（国内、海外）

期 間	取引所取引				店頭取引（国内）	
	枚	国内		海外 枚	億円	うち FX 億円
		枚	うち FX 枚			
当期	46,103,670	26,834,909	21,308,645	19,268,761	109,967,983	108,553,833
前期	42,804,176	23,287,537	22,488,795	19,516,639	89,738,433	88,434,392
増減 （前期比）	7.71%	15.23%	-5.25%	-1.27%	22.54%	22.75%

出来高 商品タイプ別

市 場	金利関連				通貨関連				
	国内		海外		国内			海外	
	先物	オ プ シ ョ ン	先物	オ プ シ ョ ン	先物	うち FX	オ プ シ ョ ン	先物	オ プ シ ョ ン
取引 所	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚

	5,526,264	0	14,566,263	3,421,171	21,308,645	21,308,645	0	1,281,327	0
	798,742	0	15,387,239	3,275,430	22,488,795	22,488,795	0	853,970	0
	591.87%	-	-5.34%	4.45%	-5.25%	-5.25%	-	50.04%	-
店頭	億円	億円			億円	億円	億円		
	-	-			108,713,079	108,553,833	1,254,904		
	-	-			88,537,102	88,434,392	1,201,330		
	-	-			22.79%	22.75%	4.46%		

上段：当期 中段：前期 下段：増減（前期比）

期末建玉 商品タイプ別

市 場	金利関連				通貨関連				
	国内		海外		国内			海外	
	先物	オプション	先物	オプション	先物	うちFX	オプション	先物	オプション
取引所	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚
	197,027	0	1,352,432	685,747	1,923,265	1,923,265	0	8,555	0
	40,679	0	1,259,266	460,045	1,749,032	1,749,032	0	12,611	0
	384.35%	-	7.40%	49.06%	9.96%	9.96%	-	32.16%	-
店頭	億円	億円			億円	億円	億円		
	-	-			82,888	79,920	190,183		
	-	-			85,546	82,828	183,014		
	-	-			-3.11%	-3.51%	3.92%		

上段：当期 中段：前期 下段：増減（前期比）

外国為替証拠金取引の概況

市 場	期 間	取引金額 億円	①期末建玉 億円	②期末顧客 預託金 億円	預託証拠金倍率 ＝①÷② 倍	取引実績口座数
東京金融取引所 (クリック 365)	当期	227,185	16,258	5,375	3.02	13,546
	前期	250,994	16,697	4,830	3.46	16,544
	増減 (前期比)	-9.49%	-2.63%	11.28%	-12.50%	-18.12%
店頭取引	当期	108,553,833	79,920	18,646	4.29	763,655
	前期	88,434,392	82,828	19,288	4.29	805,526

	増減 (前期 比)	22.75%	-3.51%	-3.33%	-0.19%	-5.20%
合計	当期	108,781,018	96,178	24,021	4.00	777,201
	前期	88,685,386	99,525	24,118	4.13	822,070
	増減 (前期 比)	22.66%	-3.36%	-0.40%	-2.97%	-5.46%

* 金額は、いずれも、会員からの枚数又は通貨単位による出来高報告（四半期）数値を事務局において円換算した値であり、当期とは、取引金額は2024年度第1－3四半期（2024年4月から12月）までの累計、建玉及び預託金は2024年度第3四半期末（2024年12月末）時点での値、実績口座数は2024年度第3四半期（2024年10月から12月）に新規又は決済取引が行われた取引口座の数、前期とは、取引金額は2023年度第1－3四半期（2023年4月から12月）までの累計、建玉及び預託金は2023年度第3四半期末（2023年12月末）時点での値、実績口座数は2023年度第3四半期（2023年10月から12月）に新規又は決済取引が行われた取引口座の数にて記載しています。

（2） 東京外国為替市場委員会との共同調査

本協会では、毎年1回、東京外国為替市場委員会とともに、店頭外国為替証拠金取引と外国為替市場との関係性に着目した共同調査を実施しています。

2024年度は4月に実施し、調査対象会員全47社の調査票の回答を分析し、調査結果レポートをまとめ、一般向け協会ホームページに公表しました（2024年10月31日）。なお、同調査結果レポートは東京外国為替市場委員会のホームページにも掲載されています。

（3） マッピング

本協会では、適宜、新たな金融先物取引の内容やデリバティブ取引に関する規制を調査し、その取引に対する各種規制の適用状況や出来高の推移などについて整理（マッピング）を図っています。2024年度におけるマッピングは別紙2に添付のとおりです。

（別紙2 「所管金融商品取引の状況（マッピング）」 参照）

（4） 顧客損益状況調査

顧客の損益にかかる基礎的情報の収集を目的として、個人顧客損益状況の調査を毎年実施しています。2023年を対象とした調査の結果については、2024年9月26日開催の第68回FX幹事会にて報告しました。

（5） 学術連携事業の状況（FX取引における法的構造）

学術連携（法学）研究会を2025年3月に開催し、神作裕之学習院大学法学部教授、弥永真生明治大学専門職大学院会計専門職研究科教授、飯田秀総東京大学大学院法学政治学研究科教授、白井正和京都大学大学院法学研究科教授、小出篤早稲田大学法学学術院教授に参加いただき、店頭外国為替証拠金取引における取引謝絶をテーマとして、これに係る背景及び最近の状況を踏まえた課題及び論点につき、意見交換を行いました。

3. 会員監査及びモニタリング、会員処分等の状況

(1) 会員監査

(ア) 実地監査

会員の法令諸規則又は信義則の遵守状況について、投資者保護の観点から、監査を行っています。

2024年度は前年度と同様、書類ベースでの確認、電話、メール、Web会議システムを活用するとともに、必要に応じて臨店ヒアリングも併用しつつ監査を実施しました。

なお、東京金融取引所参加者である会員については、会員の負担軽減等のために同所との合同検査を行っています。

2024年度の実地監査の実施件数は12件でした。

(イ) 監査結果

2024年度の監査結果をみると、おおむね適正な業務管理がなされていると認められましたが、一部会員においては、顧客への交付書面に記載漏れがあった事例、取引開始基準が不足している事例、顧客注文の適正執行に関する検証が不十分な事例、個人情報外部委託先管理態勢の整備が不十分であった事例、広告審査が不十分であった事例等がみられましたので必要な指導を行いました。

(2) モニタリング

(ア) モニタリング概要

オンサイトの実地監査と並行して、協会では、会員の適正な業務執行の状況を調査する目的で、オフサイトのモニタリングを実施しています。また、調査等の結果を踏まえ、必要に応じて会員に対して文書を発出し、注意喚起等を行っています。

2024年度においては、以下の11項目についてモニタリングを実施したほか、各種調査を行っています。

- ① 事業報告書及び決算表の状況
- ② 自己資本規制比率等の状況（月次モニタリング帳票）
- ③ 区分管理信託の状況
- ④ ロスカット未収金発生状況及び残高状況
- ⑤ システム障害の状況
- ⑥ 事故報告等の定款第4条に基づく各種報告の内容確認
- ⑦ 損失補てんの確認申請及び事後報告の内容確認
- ⑧ 広告モニタリング（ホームページや雑誌の定期的な確認等）
- ⑨ 苦情の状況等
- ⑩ ストレステストモニタリング
- ⑪ 取引データ保存・報告制度（FOREST）対応

(イ) モニタリング各論

(ウ) 書類監査

書類監査では書面での資料提出・確認、Webヒアリングによる質疑応答を中心に、会員の内部管理態勢、法令遵守態勢等の監査を行っています。2024年度は1社に対して行いました。

② 書類調査

必要に応じて、複数の会員に対して書類で回答を依頼する書類調査を行っています。

(i) サービス稼働状況調査

FX 取扱会員に対し、毎年 4 月時点で顧客に提供しているサービスについて、その名称や稼働口座数等の回答とともに契約締結前交付書面の提出を求める書類調査を行っており、調査結果は各種監査等の基礎資料として活用しています。本年度は 2024 年 5 月に実施しました。

(ii) 法人店頭 FX 取引の証拠金率に関する書類調査

法人店頭 FX 取引に関しては金商業府令においてその証拠金率が定められているため、当該証拠金率について協会公表値を利用せずに自社で算出をしている会員を中心に、過去に適用した証拠金率を調査する書類調査を 2025 年 3 月に実施しました。

③ 特別調査

投資者の信頼確保の観点から、財務指標が一定の水準を割り込んだ会員や、個別の観点から必要があると認めた会員に対して特別調査を実施することとしています。2024 年度において実施はありませんでした。

④ 広告モニタリング

広告モニタリングでは、外国為替証拠金取引や個人向け店頭バイナリーオプション取引を取り扱う会員の雑誌広告やホームページ、アフィリエイト広告等を巡回し、誤認防止など投資者保護の観点から、不適切な表示等が認められた会員に対し内容の修正を求める等の指導を行っています。

会員ホームページやキャンペーン広告等に係る 2024 年度の指導件数は、会員 13 社に対し延べ 24 件の指導を行っており、当該指導内容は以下のとおりとなっています。

(参考) 広告モニタリングによる指導内容 (2024 年度)

広告の種類	延べ件数	概要
スプレッド広告	13	表記方法が規則に不適合
ホームページ上の表記方法	1	記載内容や説明が不十分
ランディングページ	1	表記方法が規則に不適合
キャンペーン	9	計算方法が規則に不適合
合計	24	

⑤ ストレステストモニタリング

協会では、ストレステストの算出結果がマイナスとなった場合の随時報告や、定例の月次報告について当局と情報共有を行っています。また、算出誤りが発見された場合には、訂正報告の提出や、必要に応じて原因究明や再発防止策等について聴取し、適正な算出を行うよう要請をしています。

なお、2024 年度において複数社から算出誤りが見つかっています。

⑥ 未収金等調査

ロスカット未収金が発生した際に報告を求めている「ロスカット未収金報告」以外に、相場急変時等には電話、メール等で緊急の調査（速報調査）を行うことがあります。2024 年度は 2 回、速報調査を行っています。

⑦ 取引データ保存・報告制度 (FOREST)

2021 年 4 月から開始された取引データ保存・報告制度は順調に運用されており、2024 年度における 2025 年 3 月末現在の約定データ受領件数は 2,090,645,860 件（1 日平均で約 871 万件）となっています。

協会では、店頭 FX 業者から報告された取引データを基に、市場実勢価格と思われるレートとの乖離約定、約定価格のスリッページ、継続的に約定が存在しない時間帯等について分析を行っています。

(集計期間：2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで)

約定乖離について問合せた件数	43 件
スリッページについて問合せた件数	6 件
継続的な無約定時間について問合せた件数	8 件

(ウ) その他

会員からの法令諸規則に関する相談に対し随時、回答や当局への照会を行っています。

(3) 会員処分等の状況

2024 年度の本協会の定款等に基づいて会員又は外務員に対して行われた処分の状況は、以下のとおりです。

(ア) 会員処分

本協会定款に基づき、会員 1 社に対し、過怠金の賦課処分を行いました。なお、処分と併せて当該会員に対し、法令諸規則等の遵守及び内部管理体制の充実、強化を徹底するよう勧告を行い、再発防止のための業務改善策について報告を徴求しました。

(イ) 外務員処分

金融商品取引法第 64 条の 5 及び外務員の登録等に関する規則に基づき、実施した外務員処分はありませんでした。

(注) 会員処分については、定款第 19 条第 1 項の規定に基づき実施しています。

外務員処分については、金融商品取引法第 64 条の 7 の委任事務として、同法第 64 条の 5 に基づき本協会規則「外務員の登録等に関する規則」第 11 条の処分を実施しています。また、本協会の処分として、同規則第 6 条に基づき処分を実施しています。

4. 苦情・相談、あっせん事業等

(1) 苦情・相談、あっせん事業

(ア) 苦情の解決及び紛争のあっせんの業務については、「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター (Financial Instruments Mediation Assistance Center (FINMAC))」に業務委託を行っています。

第一種金融商品取引業に係る苦情、あっせんについては、指定紛争解決機関である FINMAC の独自業務であり、他方、苦情・相談、あっせんのうち、第二種金融商品取引業務及び登録金融機関業務に係るものについては、本協会から業務委託を行っています。

(イ) 2024 年度における苦情・相談、あっせん事業の状況については、「I. 5. 苦情・相談、あっせん事業」に記載のとおりです。

(2) 認定個人情報保護団体

(ア) 本協会は、2014 年 8 月 1 日付で金融庁長官から個人情報保護法第 37 条 (2017 年 5 月 30 日からは第 47 条、個人情報保護委員会の所管に変更) に基づく認定個人情報保護団体の認定を受け、会員における個人情報取扱いに関する一般投資者からの苦情処理などの認定業務を行っています。

(イ) 2024 年度における相談・苦情等の受付けはありませんでした。

5. 外務員登録関係及び内部管理責任者関係

(1) 外務員登録の実施等

本協会では、国から金融先物取引の外務行為を行う者に対する外務員の登録に関する事務が委任されています（注1）。外務員の登録に当たっては、登録を申請する会員から登録手数料を徴収しています。

本協会が登録業務を受任して以降、2025年3月末までに累計296,563人の外務員登録が行われ、同日現在の登録外務員数は、123,478人（注2）です。

2024年度、外務員の登録等の処理件数は、登録9,389件（新規・既存）を含め、20,588件、登録に伴う外務員登録手数料収入は約9百万円（注3）でした。

（注1） 金融庁ホームページ 金融商品取引法に基づく外務員の登録及び抹消（監督局 証券課 URL：https://www.fsa.go.jp/koueki/s_houjin/05.pdf 参照。）

（注2） 直近の各年度末における外務員登録者数の推移

2020年度末	2021年度末	2022年度末	2023年度末	2024年度末
127,454人	127,166人	124,748人	123,594人	123,478人

（注3） 外務員登録手数料については、金融商品取引業等に関する内閣府令第256条により、1,000円と定められています。

(2) 外務員統合管理システム

国より委託を受けた外務員登録事務の実施のため、2005年度から外務員登録等に関するシステムを開発し、以降、会員のご意見を踏まえつつ、整備を行っています。

システムの老朽化に伴い、クラウドを使用した汎用システムを基に新システムの開発を開始し、金融庁の了承を得て、旧システムから新システムへの移行を2020年2月に完了し、運用を開始しています（フェーズⅠ）。その後、会員へのレスポンス向上と協会側の作業削減を目的として、会員から受領している外務員申請書について、会員から新システムへ直接申請するための協会と会員の双方向での入力可能なシステムを開発し、2021年9月より稼働を開始しました（フェーズⅡ）。2023年度には外務員登録手数料の請求書発出機能を追加しました。

(3) 外務員資格試験及び外務員資格更新研修試験

(ア) 外務員資格試験

2005年の金融先物取引法の改正により外務員登録が制度化され、本協会において外国為替証拠金取引を取扱う外務員に対して資格試験合格を登録要件とすることとされました。

2024年度における試験実施状況は、受験者数507人に対し、合格者数505人となりました。なお、2006年4月から2025年3月末までの累計受験者数は29,842人で、合格者数は27,979人です。

(イ) 資格試験合格を登録要件とする外務員の範囲

外務員登録に資格試験の合格を登録要件としているのは外国為替証拠金取引を取扱う外務員、仲介業を行う役員等及び個人向け店頭バイナリーオプション取引を取扱う外務員です。

(ウ) 外務員資格更新研修試験の概要

登録を受けている外務員（外務員登録時に資格試験合格を要件とする者に限りま
す。）に対して、その登録を受けた日を基準として5年目が経過した場合、又は、新たに外務員の登録をする者が過去2年の間に外務員資格試験若しくは外務員資格更新研

修試験又は内部管理責任者資格試験に合格していない場合には、外務員資格更新研修（外務員資格更新研修試験の受験）の受講を義務付けることとしています。

2024 年度における試験実施状況は、受験者数 542 人に対し、合格者数 541 人となりました。なお、2009 年 4 月から 2025 年 3 月末までの累計受験者数は 8,052 人で、合格者数は 7,970 人です。

(4) 内部管理責任者関係

会員は、「金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則」第 14 条により、内部管理担当役員等及び内部管理責任者について、毎年 7 月末現在の配置状況を協会に報告することとなっています。

2025 年 3 月末現在、会員 132 社における内部管理担当役員等及び内部管理責任者の配置状況は、内部管理担当役員等 136 名、内部管理責任者 636 名となっています。

2024 年度における試験実施状況は、受験者数 477 人に対し、合格者数 477 人となりました。なお、1997 年 2 月から 2025 年 3 月末までの累計受験者数は 15,260 人で、合格者数は 13,273 人です。

6. 各種刊行物の刊行、投資者教育事業、会員・特別参加者専用サイト（Kinsaki-net）等

(1) 各種刊行物の刊行

2024 年度における各種刊行物の状況は、以下のとおりです。

① 会報

事務局の運営状況及び金融先物取引に関わる情報の発信を目的に、年 4 回、会報を定期に作成し、Kinsaki-net 上の電子ファイルにより、会員に発信しています。

2024 年度に発刊した会報では、以下の特集記事等を掲載しています。

号数	掲載記事
第 140 号	「2023 年海外主要金融デリバティブ市場の現状」 「個人向け店頭バイナリーオプション取引状況報告」 (寄稿論文) 新型コロナ発生時の円相場と FX 投資家行動
第 141 号	「会員の決算状況 (2024 年 3 月期) について」
第 142 号	「店頭外国為替証拠金取引の実態調査結果について」
第 143 号	「会員の決算状況 (2024 年 9 月期) について」

また、会報は金融先物取引業や本協会の活動への理解を促進し、加えて投資者教育を図ることを目的に、その内容の一部を一般向け協会ホームページに掲載しています。

② 金融先物取引業協会諸規則（定款・規則・その他）

「金融先物取引業協会諸規則（定款・規則・その他）」を作成し、会員及び特別参加者に紙媒体のものを一部ずつ無償提供（2024 年度版は 2025 年 3 月に配付）しています。また、「一般向け協会ホームページ／協会について／定款・諸規則等」では、最新版の定款や諸規則などを閲覧することが可能です。

③ 金融先物取引業務マニュアル

会員の業務を支援するためのツールとして、「金融先物取引業務マニュアル」を作成し電子媒体により提供（Kinsaki-net 掲載）を行っています。なお、紙媒体を必要とする会員にはオンデマンド出版により提供しています。

本マニュアルは、原則として年度ごとに内容を見直しており、2024 年 10 月版として最新のものを Kinsaki-net に掲載しました。

(2) 投資者教育事業（大学への提供講座）

若年層向けの投資教育の一環として、2024 年度は 2 大学で提供講座（卒業単位修得科目）を開講しました。

- 明治大学において「応用総合講座（ビジネスと市場リスク）」と題し、ビジネスの世界において重要な市場リスク管理に関して、基礎的な知識から、実践的対応までについて、全 14 講義を実施しました（2024 年 4 月から同年 7 月までの毎週水曜日）。
- 龍谷大学において「現代特別講義（ビジネスと市場リスク）」と題して、全 15 講義を実施しました（2024 年 8 月：夏季集中講義）。

(3) 会員・特別参加者専用サイト（Kinsaki-net）

本協会事務局から会員・特別参加者への適時的確な各種連絡や情報提供のため、情報処理システムとして Kinsaki-net を構築しています。Kinsaki-net には多数の通知文書に加えて、各種部会、ワーキング・グループの審議状況をはじめとする本協会の活動についての報告を掲載し、また、会員・特別参加者のニーズを踏まえた刊行物電子化などのプラットフォームとしての重要な機能を果たしています。

なお、2024 年 11 月に本システムの更改を行いました。これまでの情報提供等の重要機能を引き続き担っています。

（「Ⅰ. 9. Kinsaki-net の更改」及び「Ⅲ. 11. (2) 会員・特別参加者専用サイト（Kinsaki-net）の更改」参照）

7. 金融先物取引業務の改善合理化

(1) FX 幹事会の活動状況

① Kinsaki-net の利用について

2024 年 11 月のリニューアルに向けて、円滑な移行・スタートに向けた情報共有を会合の都度行い、特に大きな混乱なく移行を完了しました。

② サイバーセキュリティに関する施策

政府が主導する「国民を詐欺から守るための総合対策」への取組みの一環として、当局からもフィッシング対策強化に関する要請があり、その主要な対策である DMARC 対応について説明、本協会における当該取組状況の共有、また、JPCERT/CC による講演会を開催するなどその普及促進に努めました。

③ 顧客取引の謝絶関係

顧客が行う店頭 FX 取引の内容が約款に違反する等の理由により、会員が当該顧客の取引を制限するに至る事案が継続的に発生しているとの FX 幹事会での問題提起を受け、まずは実態把握を行うべく、同会において意見交換を重ね、実態調査依頼を対象会員向けに発出しました。

8. 教育、研修事業

(1) 会員の教育・研修事業

① 会員セミナー

セミナー会場（対面）と Web 配信によるハイブリッド形式でセミナーを実施し、財務省、財務局、日本銀行及び国際通貨研究所等にご講演をいただいたほか、協会事務局の活動をお伝えしました。

2024 年度は、以下のとおり開催しています。

開催日時	テーマ	講師(講演順)
2024 年 11 月 8 日 (KKR ホテル大阪 及び Web によるハ イブリッド開催)	「最近の金融行政等について」	・ 近畿財務局 理財部 金融監督官 清水宏一 氏
	「最近の外国為替市場の動向」	・ 国際通貨研究所 上席研究員 橋本将司 氏
	「FX 取引等における個人顧客損 益実態調査の結果等について」	・ 本協会調査部長 北村剛志
	「協会監査・苦情等について」	・ 本協会監査部長 門間康二郎
2025 年 2 月 25 日 (KKR ホテル東京 及び Web によるハ イブリッド開催)	「最近の国際金融情勢」	・ 財務省 国際局 為替市場課長 徳岡喜一 氏
	「日本経済の現状と展望」	・ 日本銀行 調査統計局 経済調査課長 須合智広 氏
	「新興国を取り巻くグローバル 経済・金融の動向」	・ 国際通貨研究所 経済調査部 主任研究員 福地亜希 氏
	「金融先物市場の出来高概況と 顧客の損益状況について」	・ 本協会調査部長 北村剛志
	「協会監査・苦情等について」	・ 本協会監査部長 門間康二郎

② 内部管理責任者研修

内部管理責任者を対象として金融先物取引業務の内部管理能力向上及び業務遂行に必要な事務的、専門的知識の習得のため年度ごとの研修受講を義務づけています。

2024 年度は、①の会員セミナーと同日に開催しています。

開催日時	テーマ	講師(講演順)
2024 年 11 月 8 日 (KKR ホテル大阪 及び Web によるハ イブリッド開催)	「最近における証券取引等監視 委員会の検査状況について」	・ 証券取引等監視委員会 証券検査課長 野原哲也 氏
2025 年 2 月 25 日 (KKR ホテル東京 及び Web によるハ イブリッド開催)	「最近における証券取引等監視 委員会の検査状況について」	・ 証券取引等監視委員会事務局 証券検査監理官 豊永康史 氏

③ その他

2024 年 6 月に行われた一般社団法人全国地方銀行協会の会員向け研修において、市場リスク管理に関わる部門の初任担当者や経営企画部門、監査部門などを対象とした 4 日間の研修のうち、本協会が 1 日間を担当し、外部講師のほか本協会職員が講師として主に通貨オプションの基礎知識と特性について講義を行いました。

(2) 投資者教育事業

(ア) 投資者教育事業

一般の投資者の参加が進むデリバティブ取引について、投資者の信頼に基づく健全な発展を続けるためには、投資者自身の金融リテラシーを高めるとともに、金融リテラシーを踏まえた投資者の行動を支える金融商品取引業者の態勢を継続的に整備し改善していくことが重要と考えられます。こうした観点を踏まえ、本協会では、金融先物取引に関する自主規制機関として、投資者の金融リテラシーを高めるとともに取引の健全な発展を図るための取組みを進めています。なお、現在の協会の厳しい財務事情の中で、公益財団法人資本市場振興財団に投資者教育事業の公益目的にご理解をいただき、本事業経費の一部について、同財団より助成をいただいています。

(イ) 2024 年度の実施状況

① Web コンテンツの作成

一般投資者の金融リテラシーの普及・啓発を図るための動画（3本）を一般向け協会ホームページで公開しました。（「I. 6. 投資者教育事業」参照）

② 新興国通貨等に関するレポート作成

投資者教育事業の一環として、金融分野のシンクタンクと連携して一般投資者向けの啓蒙資料の作成を進めており、FX 取引において投資者の取引が活発となってきた新興国通貨に関する情報や、FX 取引市場の動向に関するレポートなど、FX 取引を行うに当たっての基礎的な知識の普及を目的としたレポートを作成しています。

本年度は、公益財団法人国際通貨研究所にレポートの寄稿を依頼し、新興国通貨等に関するレポートの追加（チェコ）及び既存レポート内容の更新（トルコ、メキシコ）を実施しました。

③ 投資（家）行動の実証分析

本協会学術アドバイザーの岩壺健太郎教授（神戸大学大学院経済学研究科）に、投資家の行動経済学的分析をテーマとした研究を依頼しています。

2024 年度は、実際の店頭外国為替証拠金取引の取引データから、FX 投資家の実現損益と相場環境について分析を行い、2025 年 3 月に研究結果をまとめた論文を寄稿いただきました（協会会報 2025 年 4 月号に掲載）。

9. 行政機関・内外の自主規制機関等との関係

(1) 国内の行政機関・自主規制機関等との関係

(ア) 金融庁との意見交換会

金融庁幹部と本協会業務委員会委員及び自主規制委員会委員との意見交換会を開催しています。2024 年度は、10 月 9 日に第 16 回意見交換会を開催しました。

(イ) マネーロンダリング関係

① マネロン対応高度化官民連絡会

財務省、金融庁、警察庁等により FATF 対応、マネロン対応についてのプレゼンテーションが、2025 年 2 月に開催され、本協会はオブザーバーとして Web 参加し、関係各方面との情報共有に努めています。

(ウ) 国際金融都市 OSAKA 推進委員会

大阪における国際金融都市の実現に向けた取組みを推進することを目的として、行政・経済界・各種団体で構成する「国際金融都市 OSAKA 推進委員会」が設立され（2021 年 3 月）、本協会はオブザーバーとして参加しています。

(2) 国外の行政機関・自主規制機関等との関係

金融先物取引を所掌する自主規制機関である本協会は、先物取引の世界的な機構である FIA (Futures Industry Association: 米国先物業協会) に加盟しています。その研修機関である IFM (Institute of Financial Market) の先物取引の刊行物を、投資者教育事業の一環として翻訳し、一般向け協会ホームページで公開しています。

その他、2024 年 6 月に英国で行われた欧州最大級のデリバティブに関する情報交換の場である FIA International Derivatives Expo に参加しました。また、10 月に東京で開催された FIA 主催のフォーラムや、12 月にシンガポールで行われた、米国 CFTC (Commodity Futures Trading Commission) とシンガポール金融管理局 (Monetary Authority of Singapore) 共催の、国際規制当局者会議 (International Regulators Meeting)、及び同時に行われた FIA AISA 主催の FIA アジアデリバティブ会議 2024 に参加するなど、国外の各機関との間で情報・意見交換を継続しています。

10. 法令に基づく主務大臣等への協力

(1) 法人顧客に対する証拠金規制 (為替リスク想定比率の算出・公表)

本協会では、2016 年 6 月 14 日金融庁告示第 25 号の示すところにより、法人顧客を相手方とする店頭 FX 取引について、必要証拠金率の算出・公表業務を 2017 年 2 月 17 日より開始し、当該比率を週次で一般向け協会ホームページに継続して公表しています。

当該業務は CME Group Benchmark Administration 社に外部委託しており、2023 年度には、当該比率算出に用いる為替データの提供及び当該比率の算出業務はこれまでどおり同社に委託しつつ、安定的な運用を確保するため、一般向け協会ホームページ上での比率の公表管理を直接本協会が行う形に改めています。

2024 年度には、会員に提供している確認計算プログラム旧バージョンのアップデートを実施し、また、6 月には外部委託先管理として当該委託先の業務の状況等について現地ヒアリングを実施しました。

(2) 金融庁業務支援統合システム (届出一元化) 及び金融モニタリングシステム (FIMOS) への対応

会員から金融庁へ「金融庁業務支援統合システム」を通じて報告されているモニタリング調査表、決算状況表等のデータは、2022 年 4 月から金融庁と本協会の間で当該報告内容のデータ連携をシステム上で行うことが可能になり、更に金融庁では 2024 年上期には、「金融庁業務支援統合システム」の後継となる金融モニタリングシステム (FIMOS) への更改が行われました。

本協会では、この更改に係る既存システムを改修 (金融モニタリングシステム (FIMOS) に対応する再改修を含む。) し、会員から当該データを直接提出していただく代わりに、金融庁から当該報告内容のデータ提供を受け、これを集計し、データベース化すると共に、当該システムの継続的な保守及び運用を行っています。

11. 内外諸情勢の変化に即応した適正かつ効率的な協会業務の推進

(1) 協会業務系システムの更改

協会業務系システムは情報セキュリティ及び BCP の観点からシンククライアント環境を導入しています。

当該環境については、IT・情報セキュリティの現状を踏まえて、より安全で効率的な業務環境を実現するべく、システム構成等を定期的に見直しています。(

(2) 会員・特別参加者専用サイト（Kinsaki-net）の更改

2008 年から会員・特別参加者への情報伝達の迅速化等を目的として会員からの要望も踏まえ、安全性を考慮したウェブ報告機能（会員限定 Web サイトを通じて情報のやり取りを行う。）を持つ Kinsaki-net の運用を開始しました。

本協会では、会員の利便性の向上及び業務負担の軽減とともに事務局における業務効率化を目的とした機能追加等を逐次行ってきたところであり、2024 年 11 月には、昨今のサイバーセキュリティ事情、会員からの要望等を踏まえリニューアルを実施しました。（「I. 9. Kinsaki-net の更改」参照）

(3) サイバーセキュリティへの取組み

- ① 2016 年度から JPCERT/CC が提供する「早期警戒情報」の一部を、本協会を通じて希望する会員に提供してきましたが、会員における当該情報取得の効用拡大を目的とし、2024 年 4 月 1 日より本協会経由の提供から JPCERT/CC からの直接提供へ提供形態の移行を行いました。
- ② 金融庁総合政策局リスク分析総括課サイバーセキュリティ対策企画調整室からの依頼で実施したサイバーセキュリティ演習（Delta Wall VIII）の関係資料（概要・内容）を Kinsaki-net を通じて会員へ周知しました（2024 年 4 月）。引き続き、金融庁等と連携しながら対応していきます。（「I. 7 サイバーセキュリティ」参照）

12. その他

(1) 協会の個人情報保護対策

本協会では、2008 年度よりセキュリティ・コンサルタントによる定期個人情報保護研修を実施するとともに個人情報保護に係る外部監査を受けています。

本年度の当該研修及び監査はともに 2025 年 3 月に実施し、当該監査においては「全体を通して、協会が保有する個人情報は適切に管理され、情報漏えい等のリスクが少ないことを確認しました。」との意見をいただいています。

(2) 「情報セキュリティ基本方針」の制定・公表

最近の情報技術の進展やインターネット環境の変化に鑑み、協会の情報システム整備と情報資産の保護・管理等に関する方針・行動指針等を「情報セキュリティポリシー」としてとりまとめることとし、最も基本的な考え方・取組方針を「情報セキュリティ基本方針」として一般向け協会ホームページに公表（2024 年 9 月 30 日）しました。

(3) 協会役職員に対するハラスメント研修の実施

本協会では、労働施策総合推進法に基づく「パワーハラスメント防止措置」が 2022 年 4 月から全企業に義務化されたことを受け、一般社団法人日本産業カウンセラー協会より講師を招き、役職員に対しハラスメント研修を実施しています。

2024 年度においては 10 月に「ハラスメント防止研修」と題した研修を実施し、ハラスメント防止の重要性や発生の原因、アンコンシャスバイアスや最近注目されるハラスメントについての講義を全職員が受講しました。今後も同様の研修を毎年実施することとしています。

IV. 協会の概要

1. 事務局

(1) 組織・人員

本協会事務局は、統括役2人の下、4部（総務、業務、監査、調査）体制で業務を行っています。

職員数（2025年3月末現在）は、20人（うちパート2人）です。

(別紙3 一般社団法人金融先物取引業協会組織図 参照)

また、事務局の事務遂行状況について、各部から独立して、合法性、合理性などの観点から客観的に評価、検討を行い、適正な業務運営を確保するため、2025年4月1日付で、協会事務局に「内部監査室」を設置しました。

(2) 所在地

主たる事務所 〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1-3

NBF小川町ビルディング

代表電話番号 (03) 5280-0881

各部代表電話番号 総務部 (03) 5280-0881、0889

業務部 (03) 5280-0882

調査部 (03) 5280-0884

監査部 (03) 5280-0883

FAX 番号 (03) 5280-0895

URL <https://www.ffa-j.or.jp/>

<https://www.ffa-j.or.jp/en>

支部は置かれていません。

2. 財務報告

(1) 収支の状況

2024年度における収入は、577百万円（No. 21 事業活動収入 542 百万円、No. 52 取引データ保存・報告制度の運用に係る負担金積立資金取崩収入 8 百万円、No. 54 退職給付引当資産取崩収入 27 百万円）となっています。

一方で支出は、605 百万円（No. 46 事業活動支出 536 百万円、No. 59 過怠金積立資金取得支出 7 百万円、No. 60 取引データ保存・報告制度の運用に係る負担金積立資金取得支出 4 百万円、No. 61 自主規制事業実施積立資金取得支出 19 百万円、No. 62・63 役員・職員退職給付引当資産取得支出 18 百万円、No. 64 固定資産取得支出 21 百万円（No. 65 建物付属設備取得支出 1 百万円、No. 66 什器備品取得支出 3 百万円及び No. 67 ソフトウェア取得支出 17 百万円））となっています。

単年度の収支差は 29 百万円のマイナスとなったことから、当該 29 百万円を自主規制事業実施積立資金から取崩し（No. 53 自主規制事業実施積立資金取崩収入）ています。

○2024 年度収支計算書における決算概要

(単位：千円)

No.	科目 (記載の No. は収支計算書上の行番号です。)	2024 年度 予算額(a)	2024 年度 決算額 (b)	差異 (a-b)
1	収入合計 (A)	570,627	576,767	6,140
2	事業活動収入 (No. 21)	547,251	542,275	4,977

No.	科目 (記載の No. は収支計算書上の行番号です。)	2024 年度 予算額 (a)	2024 年度 決算額 (b)	差異 (a-b)
3	取引データ保存・報告制度の運用に係る負担金積立資金取崩収入 (No. 52)	7,685	7,685	0
4	退職給付引当資産取崩収入 (No. 54)	15,691	26,807	△11,116
5	支出合計 (B)	697,799	605,357	92,442
6	事業活動支出 (No. 46)	605,221	535,823	69,398
7	うち 事業費支出 (No. 36)	(549,403)	(491,043)	(58,360)
8	うち 管理費支出 (No. 45)	(55,818)	(44,781)	(11,037)
9	過剰金積立資金取得支出 (No. 59)	7,000	7,000	0
10	取引データ保存・報告制度の運用に係る負担金積立資金取得支出 (No. 60)	0	4,402	△4,402
11	自主規制事業実施積立資金取得支出 (No. 61) (過年度において取引データ保存・報告制度に係る費用として支出した費用の戻り分 (2021 年度から 5 年分割の 4 年目))	18,663	18,663	0
12	役員・職員退職引当資産取得支出 (No. 62、No. 63)	22,139	18,248	3,891
13	固定資産取得支出 (No. 64) (建物付属設備取得支出 (No. 65)、什器備品取得支出 (No. 66)、ソフトウェア取得支出 (No. 67))	24,776	21,220	3,556
14	予備費支出 (No. 80)	20,000	0	20,000
15	収支差 (A-B)	△127,172	△28,590	△98,582
16	自主規制事業実施積立資金からの取崩し (自主規制事業実施積立資金取崩収入 (No. 53))	127,172	28,590	98,582

(注) 四捨五入により合計等一致しない箇所があります。

(2) 財務の状況

2024 年度末の一般正味財産は 515 百万円 (前年度末比 6 百万円減) となりました。

また主な特定資産のうち、預り預託金充当資産は 1,353 百万円 (前年度末比 18 百万円減)、過剰金積立資金は 7 百万円 (前年度末比 7 百万円増)、取引データ保存・報告制度の運用に係る負担金積立資金は 9 百万円 (前年度末比 3 百万円減)、自主規制事業実施積立資金は 393 百万円 (前年度末比 10 百万円減) となりました。

○ 2024 年度における特定資産の増減額及びその残高

(単位：千円)

No.	科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
1	預り預託金充当資産	1,371,000	15,000	33,000	1,353,000
2	過剰金積立資金	0	7,000	0	7,000
3	取引データ保存・報告制度の運用に係る負担金積立資金	12,163	4,402	7,685	8,880

No.	科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
4	自主規制事業実施積立資金	403,028	18,663	28,590	393,101
5	役員退職慰労引当資産	6,195	1,616	0	7,811
6	退職給付引当資産	96,509	16,632	26,807	86,334
7	合計	1,888,895	63,313	96,082	1,856,125

(注) 四捨五入により合計等一致しない箇所があります。

(3) 監査法人による監査の実施

本協会は、財務運営の適正性を確保する観点から、有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結し、収支計算書及び財務諸表等に対する会計監査を受けています。

2024年度の収支計算書及び財務諸表等に対する会計監査については、無限定適正意見を付した監査報告書を2025年4月25日にいただいています。

V. 会員等の状況

1. 会員等の状況

2025年3月31日現在、本協会の会員は132社、特別参加者は5社です。

2024年度中、会員については、退会3社（合併、事業譲渡に伴う退会2社、特別参加者へ移行1社）です。特別参加者については、入会1社です。

会員、特別参加者の状況

(2025年3月31日現在)

業 態	会 員	特 別 参 加 者
都市銀行	4	—
地方銀行	30	—
信託銀行	3	—
その他の銀行	8	—
外国銀行	8	—
第二地方銀行	4	—
信用金庫	—	—
系統金融機関	1	1
短資会社等	—	—
証券会社	50	2
外国証券会社	2	—
商品先物会社	5	—
先物専門会社	16	—
その他	1	2
合計	132	5

2. 会員一覧

※ 会員番号順、役職名は会員届による。

都市銀行	会員代表者	
株式会社りそな銀行	代表取締役社長	岩永 省一
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	頭取	半沢 淳一
株式会社三井住友銀行	頭取 ＣＥＯ	福留 朗裕
株式会社みずほ銀行	取締役頭取	加藤 勝彦

地方銀行	会員代表者	
株式会社千葉銀行	取締役頭取	米本 努
株式会社横浜銀行	代表取締役頭取	片岡 達也
株式会社伊予銀行	代表取締役	三好 賢治
株式会社百十四銀行	代表取締役 取締役頭取	森 匡史
株式会社北陸銀行	代表取締役頭取	中澤 宏
株式会社北海道銀行	代表取締役頭取	兼間 祐二
株式会社第四北越銀行	取締役頭取	殖栗 道郎
株式会社北國銀行	取締役社長	米谷 治彦
株式会社十六銀行	取締役頭取	石黒 明秀
株式会社中国銀行	取締役頭取	加藤 貞則
株式会社広島銀行	取締役頭取	清宗 一男
株式会社常陽銀行	取締役頭取	秋野 哲也
株式会社八十二銀行	取締役頭取	松下 正樹
株式会社大垣共立銀行	取締役頭取	林 敬治
株式会社静岡銀行	取締役頭取	八木 稔
株式会社京都銀行	取締役頭取	安井 幹也
株式会社西日本シティ銀行	取締役頭取	村上 英之
株式会社山口銀行	取締役頭取	曾我 徳將
株式会社佐賀銀行	取締役頭取	坂井 秀明
株式会社百五銀行	取締役頭取	杉浦 雅和
株式会社群馬銀行	取締役頭取	深井 彰彦
株式会社滋賀銀行	取締役頭取	久保田 真也
株式会社池田泉州銀行	代表取締役頭取兼ＣＥＯ	鵜川 淳
株式会社福井銀行	取締役兼代表執行役頭取	長谷川 英一
株式会社七十七銀行	取締役頭取	小林 英文
株式会社北九州銀行	取締役頭取	嘉藤 晃玉
株式会社福岡銀行	取締役頭取（代表取締役）	五島 久
株式会社足利銀行	取締役頭取	清水 和幸
株式会社きらぼし銀行	取締役頭取	渡邊 壽信
株式会社関西みらい銀行	代表取締役兼社長執行役員	西山 和宏

信託銀行	会員代表者	
三井住友信託銀行株式会社	取締役社長	大山 一也
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	取締役社長	長島 巖
みずほ信託銀行株式会社	取締役社長	笹田 賢一

その他の銀行	会員代表者	
Pay Pay 銀行株式会社	代表取締役社長	田鎖 智人
株式会社埼玉りそな銀行	代表取締役社長	福岡 聡
株式会社あおぞら銀行	代表取締役社長	大見 秀人
楽天銀行株式会社	代表取締役社長 最高執行役員	永井 啓之
株式会社ＳＢＩ新生銀行	代表取締役社長	川島 克哉
ソニー銀行株式会社	代表取締役社長	南 啓二
au じぶん銀行株式会社	代表取締役社長	田中 健二
GMOあおぞらネット銀行株式会社	代表取締役社長	山根 武

外国銀行	会員代表者	
バークレイズ銀行	日本における代表者	森原 恒輔
香港上海銀行	日本における代表者	Karine Colyn
ＵＢＳ銀行	日本における代表者 東京支店長 カントリー・オペレーティング・オフィサー	山田 真資
ソシエテ・ジェネラル銀行	日本における代表者兼東京支店長	Bruno Gaussorgues
J Pモルガン・チェース銀行	日本における代表者兼東京支店長	李家 輝
ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行	日本における代表者	Antoine Gustin
シティバンク、エヌ・エイ	日本における代表者	ロバート・イツオ・ナカムラ
コメルツバンク・アクツィエンゲゼルシャフト（コメルツ銀行）	日本における代表者	ニコラ シャニヨン

第二地方銀行	会員代表者	
株式会社北洋銀行	取締役頭取	津山 博恒
株式会社もみじ銀行	取締役頭取	平中 啓文
株式会社みなと銀行	代表取締役社長	武市 寿一
株式会社東京スター銀行	代表執行役頭取兼取締役	伊東 武

系統金融機関	会員代表者	
株式会社商工組合中央金庫	代表取締役社長	関根 正裕

証券会社	会員代表者	
岩井コスモ証券株式会社	代表取締役社長ＣＯＯ	笹川 貴生
みずほ証券株式会社	取締役社長	浜本 吉郎
B of A証券株式会社	代表取締役社長	笹田 珠生
野村證券株式会社	代表取締役社長	奥田 健太郎
シティグループ証券株式会社	代表取締役社長兼ＣＥＯ	ロバート・イツオ・ナカ ムラ
ひまわり証券株式会社	代表取締役社長	中町 剛
松井証券株式会社	代表取締役社長	和里田 聡
ドイツ証券株式会社	代表取締役社長	本間 民夫
大和証券株式会社	代表取締役社長	荻野 明彦
株式会社ＳＢＩ証券	代表取締役社長	高村 正人
クレディ・スイス証券株式会社	代表取締役社長兼ＣＥＯ	連 ユージン
J Pモルガン証券株式会社	代表取締役社長 チーフ・ エグゼクティブ・オフィサ ー	李家 輝
モルガン・スタンレーMUF G証券 株式会社	代表取締役社長	田村 浩四郎
楽天証券株式会社	代表取締役社長	楠 雄治
バークレイズ証券株式会社	代表取締役社長	木曾 健太郎
GMOクリック証券株式会社	代表取締役社長	高島 秀行
ゴールドマン・サックス証券株式 会社	代表取締役社長	居松 秀浩
トレイダーズ証券株式会社	代表取締役社長	須山 剛
マネックス証券株式会社	代表取締役	相川 浩
三菱UFJ e スマート証券株式会社	代表取締役会長兼社長	二宮 明雄
株式会社DMM. com 証券	代表取締役	谷川 龍二
インヴァスト証券株式会社	代表取締役社長	伊藤 誠規
ソシエテ・ジェネラル証券株式会社	代表取締役社長	島本 幸治
東海東京証券株式会社	代表取締役社長	北川 尚子
株式会社アイネット証券	代表取締役社長	星野 智英
SMB C日興証券株式会社	代表取締役社長	吉岡 秀二
三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社	取締役社長	小林 真
あい証券株式会社	代表取締役	吉田 直人
セントレード証券株式会社	代表取締役	陳 海騰
サクソバンク証券株式会社	代表取締役社長	ゲーデ ヨハン
I G証券株式会社	代表取締役社長	古市 知元
フィリップ証券株式会社	代表取締役社長	永堀 真
B N Pパリバ証券株式会社	代表取締役社長	Tony Leung
日産証券株式会社	代表取締役社長	二家 英彰

証券会社	会員代表者	
A I ゴールド証券株式会社	代表取締役	辻村 武之
P l u s 500 J P 証券株式会社	代表取締役社長	越智 一真
U B S 証券株式会社	代表取締役社長	中村 善二
野村ファイナンシャル・プロダク ツ・サービス株式会社	取締役社長	大津 英嗣
第一プレミア証券株式会社	代表取締役社長	曾我 行則
立花証券株式会社	代表取締役社長	廣瀬 千春
株式会社マネーパートナーズ	代表取締役社長	宇留野 真澄
株式会社マネースクエア	代表取締役会長兼社長	相葉 斉
GMO外貨株式会社	代表取締役社長	鈴木 卓哉
L I N E 証券株式会社	代表取締役	正木 美雪
U B S S u M i T R U S T ウェル ス・マネジメント株式会社	代表取締役社長	中村 善二
岡三証券株式会社	取締役社長	池田 嘉宏
H S B C 証券株式会社	代表取締役社長	永原 千華子
エービーエヌ・アムロ・クリアリン グ証券株式会社	代表取締役	リチャード・クレアモン ト
株式会社上田トラディション証券	代表取締役社長	小杉 昭徳
中国国際金融日本株式会社	代表取締役社長	田中 栄治

外国証券会社	会員代表者	
クレディ・アグリコル証券会社	取締役兼日本における代表 者	Benjamin Lamberg
R B C キャピタルマーケッツ・ ジャパン・リミテッド	日本における代表者	松本 秀樹

商品先物会社	会員代表者	
豊トラスティ証券株式会社	代表取締役社長	安成 政文
岡安商事株式会社	代表取締役社長	杉本 良隆
サンワード証券株式会社	代表取締役	依田 年晃
フジトミ証券株式会社	代表取締役社長	細金 英光
大起証券株式会社	代表取締役社長	大口 博信

先物専門会社	会員代表者	
J F X 株式会社	代表取締役	小林 芳彦
セントラル短資 F X 株式会社	代表取締役社長	宮下 俊郎
クリエイトジャパン株式会社	代表取締役社長	島津 嘉弘
株式会社外為どっとコム	代表取締役社長	竹内 淳
F O R E X E X C H A N G E 株 会社	代表取締役社長	岩本 智史

先物専門会社	会員代表者	
TF Global Markets Japan株式会社	代表取締役 CEO	小池 一弘
Stone X証券株式会社	代表取締役	久次 潤二
株式会社FXブロードネット	代表取締役社長	山口 裕
株式会社外為オンライン	代表取締役社長	古作 篤
ヒロセ通商株式会社	代表取締役社長	野市 裕作
ゴールデンウェイ・ジャパン株式会社	代表取締役社長	呉 一帆
OANDA証券株式会社	代表取締役	柳澤 義治
アヴァトレード・ジャパン株式会社	代表取締役	イクバル のぶお
外為ファイネスト株式会社	代表取締役	石野 由美子
デューカスコピー・ジャパン株式会社	代表取締役	守 義明
SBI FXトレード株式会社	代表取締役社長	藤田 行生

その他	会員代表者	
GMOコイン株式会社	代表取締役社長	石村 富隆

3. 特別参加者一覧

※ 特別参加者番号順、役職名は会員届による。

系統金融機関	特別参加者代表者	
農林中央金庫	代表理事 理事長	奥 和登

証券会社	特別参加者代表者	
株式会社SBIネオトレード証券	代表取締役社長	中村 昌靖
あかつき証券株式会社	代表取締役社長	工藤 英人

その他	特別参加者代表者	
SBIリクイディティ・マーケット株式会社	代表取締役社長	尾崎 文紀
CME GROUP JAPAN株式会社	エグゼクティブディレクター 代表取締役	ピーター イェガー

4. 役員

2025年3月31日現在の本協会の役員は、以下のとおりです。

※役職名は、会員届による。

理事 (会長)	福留 朗裕	株式会社三井住友銀行	頭取 CEO
理事 (副会長)	荻野 明彦	大和証券株式会社	代表取締役社長
理事	半沢 淳一	株式会社三菱UFJ銀行	頭取

理 事	村上 英之	株式会社西日本シティ銀行	取締役頭取
理 事	大山 一也	三井住友信託銀行株式会社	取締役社長
理 事	高島 秀行	GMOクリック証券株式会社	代表取締役社長
理 事	宮下 俊郎	セントラル短資FX株式会社	代表取締役社長
理 事	竹内 淳	株式会社外為どっとコム	代表取締役社長
理 事	野市 裕作	ヒロセ通商株式会社	代表取締役社長
理 事	藤田 行生	SBI FXトレード株式会社	代表取締役社長

(非会員理事)

理 事 (専務理事)	山崎 晃義	協会	専務理事
監 事	照内 太郎	公益財団法人 金融情報システムセンター	常務理事

5. 委員会等委員

2025年3月31日現在の本協会の委員会等の委員は、以下のとおりです。

(1) 業務委員会

※役職名は、会員届による。

委員長	石橋 優	株式会社三井住友銀行	執行役員 市場営業統括部長
副委員長	田口 宏一	大和証券株式会社	執行役員
委 員	関 浩之	株式会社三菱UFJ銀行	取締役専務執行役員
委 員	栗原 毅	株式会社西日本シティ銀行	代表取締役専務執行役員
委 員	田尾 真一	三井住友信託銀行株式会社	常務執行役員
委 員	山本 樹	GMOクリック証券株式会社	常務取締役
委 員	伊藤 雅博	セントラル短資FX株式会社	常務取締役
委 員	加藤 耕一	株式会社外為どっとコム	管理本部長
委 員	衣川 貴裕	ヒロセ通商株式会社	専務取締役
委 員	加藤 祐一	SBI FXトレード株式会社	取締役

(非会員委員)

委 員	山崎 晃義	協会	専務理事
-----	-------	----	------

(2) 自主規制委員会

※役職名は、会員届による。

委員長	関 浩之	株式会社三菱UFJ銀行	取締役専務執行役員
副委員長	水野 晋一	野村証券株式会社	代表取締役常務
副委員長	宇留野 真澄	株式会社マネーパートナーズ	代表取締役社長
委 員	栗原 毅	株式会社西日本シティ銀行	代表取締役専務執行役員
委 員	田尾 真一	三井住友信託銀行株式会社	常務執行役員
委 員	星野 昭	シティグループ証券株式会社	外国為替本部長 兼金利営業統括部長
委 員	原田 雄一朗	楽天証券株式会社	上級執行役員 FX・CFD事業本部長
委 員	南條 巧	トレーダーズ証券株式会社	執行役員

委 員	牧 力爾	マネックス証券株式会社	執行役員
委 員	伊部 隆宏	三菱UFJ e スマート証券株式会社	取締役専務執行役員
委 員	山田 博文	岡三証券株式会社	岡三オンラインカンパニー長

(非会員委員)

委 員	弥永 真生	明治大学	専門職大学院会計専門職研究科 教授
委 員	小出 篤	早稲田大学	法学学術院 教授
委 員	山崎 晃義	協 会	専務理事

(3) 規律委員会

※役職名は、届出による。

委員長	弥永 真生	明治大学	専門職大学院会計専門職研究科 教授
副委員長	坂本 正喜	原・植松法律事務所	弁護士
委 員	飯田 秀総	東京大学大学院	法学政治学研究科 教授

(4) 不服審査会

※役職名は、届出による。

委員長	神作 裕之	学習院大学	法学部 教授
副委員長	高橋 厚男	公益財団法人 日本関税協会	顧問
委 員	浅見 裕子	学習院大学	経済学部 教授

6. 部会等

(1) 業務部会

2025 年 3 月 31 日現在の本協会の業務部会の部会員は以下のとおりです。

※役職名は、会員届による。

部会長	後藤 拓	株式会社三井住友銀行	市場営業統括部 上席推進役
副部会長	佐野 琢磨	大和証券株式会社	ウェルスマネジメント企画部 副部長
部会員	後藤 英資	株式会社三菱UFJ銀行	市場企画部 次長
部会員	豊住 慎一	株式会社西日本シティ銀行	国際部 部長
部会員	伊藤 真也	三井住友信託銀行株式会社	マーケット企画部 業務チーム長
部会員	蓮井 貴之	GMOクリック証券株式会社	コンプライアンス部 部長
部会員	赤沢 文彦	セントラル短資FX株式会社	リスク管理室長
部会員	畑 信治	株式会社外為どっとコム	コンプライアンス部 副部長
部会員	衣川 貴裕	ヒロセ通商株式会社	専務取締役
部会員	田口 晋次	SBI FXトレード株式会社	審査・コンプライアンス部 部長

(非会員部会員)

部会員	小堀 敏久	協会	統括役（事務局長）
-----	-------	----	-----------

(2) 自主規制部会

2025 年 3 月 31 日現在の本協会の自主規制部会の部会員は以下のとおりです。

※役職名は、会員届による。

部会長	後藤 英資	株式会社三菱UFJ銀行	市場企画部 次長
副部会長	来村 宗紀	野村證券株式会社	コンプライアンス企画部 商品管理グループ長
副部会長	柳澤 茂樹	株式会社マネーパートナーズ	内部管理統括部長
部会員	豊住 慎一	株式会社西日本シティ銀行	国際部 部長
部会員	伊藤 真也	三井住友信託銀行株式会社	マーケット企画部 業務チーム長
部会員	江副 友亮	シティグループ証券株式会社	外国為替営業部長
部会員	中島 章宏	楽天証券株式会社	FX・CFD業務管理室 マネージャー
部会員	佐藤 聡	トレーダーズ証券株式会社	コンプライアンス統括部長
部会員	本郷 絢也	マネックス証券株式会社	リスク・マネジメント部 マネージャー
部会員	菅沼 丈博	三菱UFJ e スマート証券株式 会社	コンプライアンス・リスク管 理部 副部長
部会員	鈴木 秀敏	岡三証券株式会社	オンラインプロダクト事業部 長

(非会員部会員)

部会員	弥永 真生	明治大学	専門職大学院会計専門職研究 科 教授
部会員	小出 篤	早稲田大学	法学学術院 教授
部会員	小堀 敏久	協会	統括役（事務局長）

(3) 事務連絡会

事務局に理事各社及び協会事務局の職員で構成する事務連絡会を置き、総会及び理事会の議案整理その他所要の連絡事務に当たっています。

(4) FX 幹事会

外国為替証拠金取引に関する規制環境の変化に対応する所要の審議を行うことを目的に FX 幹事会を業務部会及び自主規制部会の下に設置しています。2024 年度は 20 社が参加し、部会長、幹事は以下のとおりです。

部会長 楽天証券株式会社
副部会長 大和証券株式会社、株式会社外為どっとコム
幹事会社 野村證券株式会社
松井証券株式会社
株式会社SBI証券
GMOクリック証券株式会社
トレーダーズ証券株式会社
マネックス証券株式会社

三菱UFJ eスマート証券株式会社
株式会社DMM.com証券
インヴァスト証券株式会社
株式会社マネーパートナーズ
株式会社マネースクエア
GMO外貨株式会社
セントラル短資FX株式会社
株式会社外為オンライン
ヒロセ通商株式会社
ゴールデンウェイ・ジャパン株式会社
SBI FXトレード株式会社

VI 事業報告書付属明細書

2024年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する付属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しておりません。

2025年6月
一般社団法人金融先物取引業協会

Ⅶ 参考資料 目次	
別紙 1 一般社団法人金融先物取引業協会の活動状況	・ ・ ・ 39
別紙 2 所管金融商品取引の状況（マッピング）	・ ・ ・ 51
別紙 3 一般社団法人金融先物取引業協会組織図	・ ・ ・ 53
Ⅷ 一般社団法人金融先物取引業協会定款	・ ・ ・ 55

別紙1 一般社団法人金融先物取引業協会の活動状況

FFAJ活動記録

(2024. 04. 01 ~ 2025. 03. 31)

月 日	事 項	分 類	内 容 等	文書番号
0402	第 65 回 FX 幹事会	事務局	・協会の活動状況 ・投資教育について 報告事項 ・府令ストレステストにおける計測時点及び価格変動幅サンプリング日に関する定期確認について ・個人情報保護に関する指針の一部改正のについて ・JPCERT/CC 早期警戒情報の提供について ・ロスカット水準のレビューについて ・東京外国為替市場委員会との共同調査について	—
0403	通知文書	調査部	東京外国為替市場委員会・金融先物取引業協会調査部共同調査 店頭外国為替証拠金取引等に関するアンケート実施について	83E
0404	通知文書	業務部	業務支援統合システムの利用継続について	89E
0404	通知文書	業務部	犯罪収益移転防止法上の本人確認方法の見直しの方向性について(金融庁回答)	90E
0405	通知文書	業務部	博士人材の活躍促進に向けた企業の協力等に関するお願いについて	93E
0409	通知文書	業務部	犯収法上の本人確認方法の見直しに係る追加照会(対面IC)(金融庁依頼)	94E
0411	第1回自主規制部会 (書面)	事務局	・「定款の施行に関する規則」の一部改正の件 ・「金融先物取引業務取扱規則」の一部改正の件	—
0411	通知文書	業務部	【追加照会】金融上の措置要請雛形の改正案について(意見募集)	96E
0412	通知文書	業務部	契約締結前交付書面(ひな型)の改訂について(取引所為替証拠金取引説明書(東京金融取引所))	97E
0415	通知文書	業務部	タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等及び資産凍結等経済制裁対象者に対する資産凍結等の措置の実施について(3月22日告示)	99E
0416	通知文書	業務部	金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習の業界フィードバック資料について	100E
0416	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について(4月16日(火)告示)	101E

月 日	事 項	分 類	内 容 等	文書番号
0417	通知文書	業務部	2025年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請について	102E
0418	第140回金商業連絡協議会ワーキング	事務局	各種報告等	—
0419	通知文書	業務部	2024年度金融庁サイバー演習(Delta Wall IX)への参加について	104E
0430	会報の刊行	事務局	会報142号(2024年4月)の掲載について	—
0430	通知文書	業務部	インボイス制度及び軽減税率制度に関する周知等について	105E
0502	通知文書	業務部	改正障害者差別解消法に係る事業者向け説明会の開催について	106E
0508	通知文書	業務部	令和6年度国家公務員倫理月間等の取組の標語募集について	107E
0510	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について(5月10日(金)告示)	109E
0514	第1回業務部会	事務局	・ 第35回通常総会招集決定の件 ・ 定款の一部変更の件 ・ 2023年度事業報告及び決算の件 ・ 役員候補者選任の件 ・ 第35回通常総会議事録署名人2名選任の件 ・ 第35回通常総会の議決権行使に関する事項の件	—
0514	通知文書	業務部	大量破壊兵器関連計画等関係者等と関連する取引に関する各種法令の遵守について	110E
0515	通知文書	業務部	疑わしい取引の届出に係る説明会について	111E
0517	第1回自主規制委員会(書面)	事務局	・ 「定款の施行に関する規則」の一部改正の件 ・ 「金融先物取引業務取扱規則」の一部改正の件	—
0517	通知文書	業務部	金融モニタリングシステム(FIMOS)利用開始時期の決定について	113E
0517	通知文書	監査部	外国為替証拠金取引等に関する書類調査の実施について	114E
0520	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法における本人確認義務等の履行に際し本人確認書類としてマイナンバーカードが用いられた場合の留意事項について	117E
0521	第1回理事会	事務局	・ 第35回通常総会招集決定の件 ・ 定款の一部変更の件 ・ 2023年度事業報告及び決算の件 ・ 役員候補者選任の件	—

月 日	事 項	分 類	内 容 等	文書番号
			・ 第35回通常総会議事録署名人2名選任の件 ・ 第35回通常総会の議決権行使に関する事項の件	
0523	通知文書	業務部	テロリスト等と関連すると疑われる取引の届出等及び資産凍結等 経済制裁対象者に対する資産凍結等の措置の実施について	118E
0523	通知文書	業務部	タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等及び資産 凍結等経済制裁対象者に対する資産凍結等の措置の実施につい て	119E
0524	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について(5 月24日(金)告示)	121E
0530	第 141 回金商業協会 連絡協議ワーキング	事務局	各種報告等	—
0530	通知文書	業務部	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの改正につい て	123E
0531	第2回理事会(書面)	事務局	・ 「定款の施行に関する規則」の一部改正の件 ・ 「金融先物取引業務取扱規則」の一部改正の件	—
0531	通知文書	業務部	協会規則の一部改正について	124E
0606	通知文書	業務部	直近決算期の純資産額の報告について	127E
0611	第 66 回FX幹事会	事務局	・ 協会の活動状況について ・ 今期の幹事会テーマ進捗等及び来期の幹事会について 報告事項 ・ Kinsaki-net リニューアルに向けたアンケート結果について	—
0611	通知文書	業務部	マイナンバーカード活用等に向けた周知へのご協力をお願いにつ いて	130E
0617	通知文書	業務部	「令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」への協力 依頼について	132E
0619	FINMAC7団体打合 せ	事務局	月次報告等	—
0621	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について(6 月 21 日(金)告示)	133E
0625	第 35 回通常総会	事務局	・ 2023年度事業報告及び決算の件 ・ 定款の一部変更の件 ・ 役員の選任の件 ・ 第35回通常総会議事録署名人2名選任の件	—
0625	第3回理事会(書面)	事務局	・ 会長、副会長及び専務理事の選定(代表理事の選定)の件	—

月 日	事 項	分 類	内 容 等	文書番号
			・ 業務委員会、自主規制委員会及び規律委員会の委員長、副委員長及び委員の委嘱の件	
0625	通知文書	事務局	第35回通常総会及び2024年度役員について	149E
0626	第 142 回金商業協会 連絡協議ワーキング	事務局	各種報告等	—
0628	通知文書	業務部	特別児童扶養手当証書の廃止等に伴う本人確認書類に係る取り扱いの変更について	152E
0711	通知文書	業務部	令和6年7月9日からの大雨災害等に対する金融上の措置について	159E
0717	FINMAC7団体打合せ	事務局	月次報告等	—
0722	通知文書	業務部	夏季の省エネルギーの取組について	163E
0723	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について(7月23日(火)告示)	164E
0725	通知文書	業務部	令和6年7月25日からの大雨にかかる災害等に対する金融上の措置について(山形県)	165E
0725	通知文書	業務部	令和6年7月25日からの大雨かかる災害等に対する金融上の措置について(秋田県)	166E
0726	通知文書	業務部	マイナンバーカード活用等に向けた取組事例について(回答依頼)	167E
0729	第 143 回金商業協会 連絡協議ワーキング	事務局	各種報告等	—
0730	第 67 回FX幹事会	事務局	・協会の活動状況について ・今期の幹事会について ・投資教育について	—
0731	会報の刊行	事務局	会報 141 号(2024 年7月)の掲載について	—
0801	通知文書	総務部	2023年度 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター事業報告書のホームページ掲載に係る周知について	168E
0801	通知文書	業務部	「令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」への協力依頼について(再協力依頼)	168E
0801	通知文書	業務部	令和五年五月五日の地震(石川県能登地方を震源とする地震)による石川県珠洲市の区域に係る災害により影響を受けている下請中小企業との取引に関する配慮について	170E
0806	通知文書	監査部	「証券モニタリング概要・事例集(令和6年8月)」の周知について	172E

月 日	事 項	分 類	内 容 等	文書番号
0807	通知文書	業務部	令和6年6月28日付けFATF声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に関する法律の適正な履行等について	173E
0809	通知文書	業務部	高濃度ポリ塩化ビフェニル含有塗膜の調査の進捗状況について (2024年3月末時点)	174E
0813	第2回自主規制部会 (書面)	事務局	・「会員における倫理コードの保有及び遵守に関する規則」及び「モデル倫理コード」の廃止の件	—
0823	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について(8月23日(金)告示)	177E
0823	通知文書	業務部	(金融庁)取引時確認におけるマイナンバーカード対面確認アプリの活用に係る周知について	178E
0826	通知文書	業務部	(財務省)取引時確認におけるマイナンバーカード対面確認アプリの活用について	180E
0828	通知文書	業務部	2024年9月「価格交渉促進月間」の実施について	181E
0829	通知文書	業務部	令和6年台風第10号に伴う災害等に対する金融上の措置について(愛知県)	182E
0829	通知文書	業務部	令和6年台風第10号に伴う災害等に対する金融上の措置について(鹿児島県)	183E
0829	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について(8月29日(木)告示)	184E
0829	通知文書	業務部	令和6年台風第10号に伴う災害等に対する金融上の措置について(宮崎県)	185E
0829	通知文書	業務部	令和6年台風第10号に伴う災害等に対する金融上の措置について(大分県)	187E
0829	通知文書	業務部	財務省による「消費税のインボイス制度への対応状況に関するアンケート」への回答依頼について	188E
0830	通知文書	業務部	令和6年台風第10号に伴う災害等に対する金融上の措置について(福岡県)	189E
0830	通知文書	業務部	令和6年台風第10号に伴う災害等に対する金融上の措置について(静岡県)	190E
0830	通知文書	業務部	令和6年台風第10号に伴う災害等に対する金融上の措置について(神奈川県)	191E
0902	龍谷大学提供講座	協 会	夏期集中講座9/2～9/7	—
0902	通知文書	業務部	令和6年台風第10号に伴う災害等に対する金融上の措置について(岐阜県)	192E

月 日	事 項	分 類	内 容 等	文書番号
0911	通知文書	業務部	令和6年度認定個人情報保護団体対象事業者向け実務研修会 (第1回～第3回分)開催のご案内について	197E
0912	第2回自主規制委員会(書面)	事務局	・「会員における倫理コードの保有及び遵守に関する規則」及び「モデル倫理コード」の廃止の件	—
0913	通知文書	業務部	タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等及び資産凍結等経済制裁対象者に対する資産凍結等の措置の実施について	200E
0913	通知文書	業務部	犯罪収益移転防止法施行規則第6条第1項第1号へ等の規定の解釈について	201E
0913	通知文書	業務部	「国民を詐欺から守るための総合対策」を踏まえた対応について	202E
0924	通知文書	業務部	低気圧と前線による大雨に伴う災害等に対する金融上の措置について(石川県)	204E
0924	通知文書	総務部	Kinsaki-net リニューアル版のリリースについて(2024/10/8 更新)	205E
0925	第144回金商業協会連絡協議ワーキング	事務局	各種報告等	—
0926	第68回FX幹事会	事務局	・協会の活動状況 ・投資教育について ・顧客取引の謝絶関係について (報告事項) ・個人顧客損益状況調査の集計結果(2023年)について ・府令ストレステストにおける計測時点及び価格変動幅サンプリング日に関する定期確認について ・ロスカット水準のレビューについて ・システム関連スケジュールについて	—
0930	第4回理事会(書面)	事務局	・「会員における倫理コードの保有及び遵守に関する規則」及び「モデル倫理コード」の廃止の件 ・会員の退会に伴う預託金の返還の件 ・会員の処分の件 ・「事務局の組織及び事務分掌等規程」の一部改正の件 ・「情報セキュリティ基本方針」の制定の件	—
0930	通知文書	業務部	協会規則等の廃止について	206E
0930	通知文書	業務部	「情報セキュリティ基本方針」の公表について	207E
0930	通知文書	業務部	会員に対する処分について	212E

月 日	事 項	分 類	内 容 等	文書番号
0930	通知文書	業務部	津波防災の日に係る緊急地震速報の全国訓練の実施及び訓練参加状況等の調査について	213E
1003	通知文書	業務部	「一般社団法人金融先物取引業協会内部管理責任者研修・会員セミナー（大阪）」開催について	216E
1009	金融庁との意見交換会	事務局	業務委員会委員及び自主規制委員会委員と金融庁との意見交換	—
1011	通知文書	業務部	知的財産取引に関するガイドライン及び契約書ひな形の改正と下請取引適正化推進月間の実施について	217E
1015	通知文書	業務部	大量破壊兵器等関係者等リスト改正に伴う内容の周知及び各種法令の遵守について	218E
1016	FINMAC7団体打合せ	事務局	月次報告等	—
1017	通知文書	業務部	令和6年度認定個人情報保護団体対象事業者向け実務研修会（第4回～第6回分）開催のご案内について	220E
1018	通知文書	業務部	障害者差別解消法に係る相談事例等に関する調査について	221E
1018	通知文書	業務部	テロリスト等と関連する取引に関する各種法令の遵守について	222E
1025	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について（10月25日（金）告示）	223E
1030	第145回金商業協会連絡協議ワーキング	事務局	各種報告等	—
1030	通知文書	業務部	デジタル原則に照らした書面揭示規制の見直しについて	227E
1031	会報の刊行	事務局	会報142号（2024年10月）の掲載について	—
1108	内部管理責任者研修	事務局	証券取引等監視委員会による研修 ・最近における証券取引等監視委員会の検査状況について	—
1108	会員セミナー（大阪）	事務局	近畿財務局、国際通貨研究所、協会による講演 ・最近の金融行政等について ・FX取引等における個人顧客損益実態調査の結果等について ・最近の外国為替市場の動向 ・協会監査・苦情等について	—
1111	通知文書	業務部	令和6年11月8日から的大雨にかかる災害等に対する金融上の措置について（鹿児島県）	229E
1112	通知文書	業務部	国際テロリストと関連する取引に関する各種法令の遵守について	230E

月 日	事 項	分 類	内 容 等	文書番号
1112	通知文書	業務部	「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令の一部を改正する命令」による関係命令の改正内容の周知について	231E
1113	第5回理事会	事務局	・2024 年度代表理事の職務執行状況の報告の件 ・2024 年度資産管理運用状況の報告の件	—
1113	通知文書	業務部	令和6年分の所得税の確定申告及び事業者のデジタル化促進について	234E
1115	Kinsaki-net リニューアル	総務部	本番運用開始	—
1118	通知文書	調査部	「定款の施行に関する規則第3条に基づく報告について」及び「金融先物取引等報告書記載要領について」の一部改正について	235E
1118	通知文書	調査部	決算(中間決算)状況表 及び 金融庁モニタリング調査表に関する件について	236E
1118	通知文書	業務部	金融先物取引業務マニュアルの改訂について	238E
1118	通知文書	業務部	令和6年奥能登豪雨の影響を受けている下請中小企業との取引に関する配慮について及び下請取引の適正化について	239E
1120	FINMAC7団体打合せ	事務局	月次報告等	—
1126	第 69 回FX幹事会	事務局	・協会の活動状況 ・投資教育について ・顧客取引の謝絶関係について 報告事項 ・Kinsaki-net リニューアルについて ・来年度における取引データ保存・報告制度の運用に係る負担金について ・外国為替証拠金取引等における個人顧客損益状況等に関する実態調査(個人顧客損益実態調査)の実施について	—
1125	通知文書	業務部	故崇仁親王妃御喪儀の当日における弔意表明について	241E
1127	通知文書	調査部	外国為替証拠金取引等における個人顧客損益状況等に関する実態調査(個人顧客損益実態調査)の実施について	242E
1128	第 146 回金商業協会連絡協議ワーキング	事務局	各種報告等	—
1128	通知文書	事務局	タリバーン関係者等のテロリストが掲載されたリストの一部修正・外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置の実施につい	243E

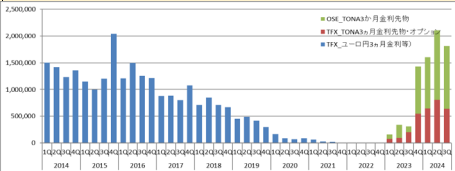
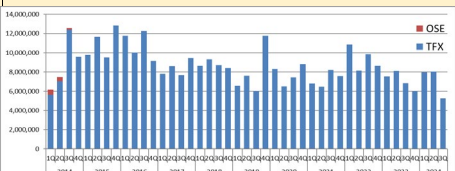
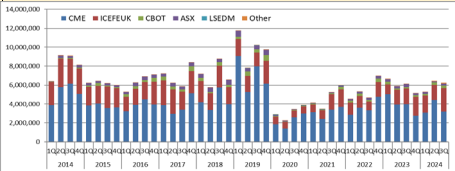
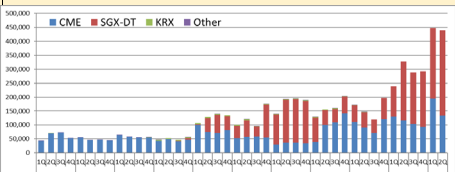
月 日	事 項	分 類	内 容 等	文書番号
			て	
1129	通知文書	業務部	FATF 声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に関する法律の適性な履行等について	244E
1129	通知文書	業務部	マイナンバー法等の改正等に伴う犯収法施行規則改正の公布について	245E
1202	通知文書	業務部	被保険者証等の新規発行終了後の各制度における本人確認書類の取扱いについて	246E
1202	通知文書	業務部	『国家公務員倫理月間』に係る協力要請について	247E
1203	MAS & FIA アジアデリバティブ	事務局	・International Regulators' Meeting ・Self-Regulatory Organisation Day 12/3～12/6	—
1209	通知文書	業務部	消費税のインボイス制度に関する周知等について	248E
1210	通知文書	業務部	「冬季の省エネルギーの取組について」の周知について	249E
1212	通知文書	総務部	Kinsaki-net における会費請求書ダウンロードについて	250E
1218	通知文書	総務部	令和6年度 認定個人情報保護団体対象事業者向け実務研修会（第7回～第10回）開催のご案内について	252E
1220	第147回金商業協会連絡協議ワーキング	事務局	各種報告等	—
1220	通知文書	業務部	タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等及び資産凍結等経済制裁対象者に対する資産凍結等の措置の実施について	254E
1220	通知文書	業務部	金融先物取引業務マニュアルの一部改訂について	255E
1226	通知文書	業務部	「フィッシング対策の強化について（要請）」の周知について	256E
2025年				
0108	通知文書	業務部	令和6年12月28日からの大雪にかかる災害等に対する金融上の措置について（青森県）	1E
0108	通知文書	業務部	戸籍の振り仮名制度について	4E
0110	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について（1月10日（金）告示）	5E
0114	通知文書	業務部	取引時確認における台湾の運転免許証取扱時の留意事項について	6E

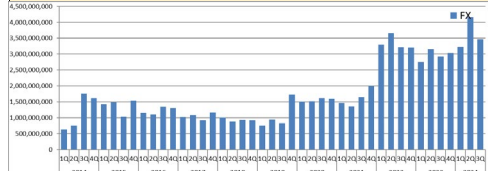
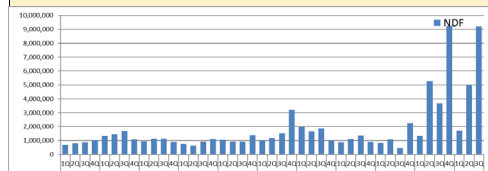
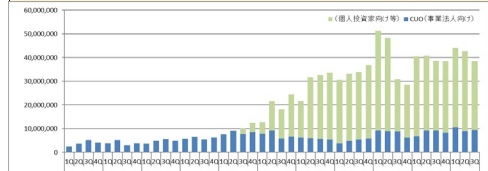
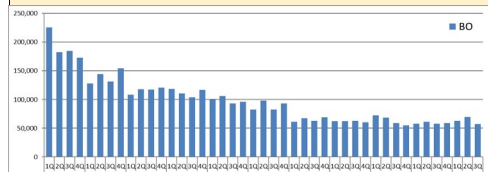
月 日	事 項	分 類	内 容 等	文書番号
0115	FINMAC7団体打合せ	事務局	月次報告等	—
0115	通知文書	業務部	「日本銀行外為法手続きオンラインシステムに関するアンケート」の お願いについて	7E
0117	通知文書	業務部	文字表示電話サービス「ヨメテル」の提供開始について	8E
0120	通知文書	業務部	グローバル・マナー・ウィークへの協力依頼について	9E
0121	第 148 回金商業協会 連絡協議ワーキング	事務局	各種報告等	—
0124	通知文書	業務部	「一般社団法人金融先物取引業協会内部管理責任者研修・会員セ ミナー（東京）」開催について	11E
0128	第 70 回FX幹事会	事務局	・協会の活動状況について ・投資教育について ・顧客取引の謝絶関係について	—
0129	金融・資本市場統計 整備懇談会	協 会	統計調査報告	—
0131	会報の刊行	事務局	会報 143 号(2025 年1月)の掲載について	—
0205	第 16 回 金商業協会 連絡協議会	協 会	金融庁へ各協会の活動報告	—
0207	通知文書	業務部	令和7年2月4日からの大雪にかかる災害等に対する金融上の措 置について(新潟県)	14E
0210	通知文書	業務部	令和7年2月4日からの大雪にかかる災害等に対する金融上の措 置について(福島県)	15E
0210	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について(2 月 10 日(月)告示)	16E
0212	通知文書	業務部	流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故にかかる災害等に 対する金融上の措置について(埼玉県)	17E
0220	学術連携(法学)研究 会	事務局	・店頭 FX 取引における取引謝絶について	—
0221	通知文書	業務部	NISC 主催 中小企業向けセミナーの開催について	19E
0221	通知文書	業務部	令和7年2月 17 日からの日本海側を中心とした大雪による災害等 に対する金融上の措置について(新潟県)	20E
0225	内部管理責任者研修	事務局	証券取引等監視委員会による研修 ・最近における証券取引等監視委員会の検査状況について	—

月 日	事 項	分 類	内 容 等	文書番号
0225	会員セミナー(東京)	事務局	財務省、日本銀行、国際通貨研究所、協会による講演 ・最近の国際金融情勢 ・日本経済の現状と展望 ・新興国を取り巻くグローバル経済・金融の動向 ・金融先物市場の出来高状況と顧客の損益状況について ・協会監査・苦情等について	—
0226	第3回業務部会	事務局	・活動状況 ・2025 年度事業計画及び予算の件等	—
0226	通知文書	業務部	令和7年2月 17 日からの日本海側を中心とした大雪による災害等に対する金融上の措置について(青森県)	21E
0226	通知文書	業務部	2025年3月「価格交渉促進月間」の実施について	22E
0227	通知文書	業務部	令和7年岩手県大船渡市における大規模火災にかかる災害等に対する金融上の措置について(岩手県)	23E
0228	通知文書	調査部	店頭 FX 取引における顧客取引の謝絶に関する実態調査の実施について	24E
0228	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について(2月 28 日(金)告示)	25E
0228	通知文書	業務部	疑わしい取引の参考事例改訂に係る意見照会について	26E
0304	学術連携(経済)研究会	事務局	・FX 投資家の実現損益と相関環境について	—
0305	第1回業務委員会	事務局	・2025 年度事業計画及び予算の件	—
0306	通知文書	業務部	東日本大震災発生十四年となる3月 11 日における弔意表明について	28E
0312	通知文書	業務部	2025 年日本国際博覧会(大阪・関西万博)開催に伴う警備協力について	31E
0313	第6回理事会(書面)	事務局	・臨時総会招集決定の件 ・2025 年度事業計画及び予算の件 ・臨時総会議事録署名人2名選任の件 ・臨時総会の議決権行使に関する事項の件 ・会員の退会に伴う預託金の返還の件 ・特別参加者の入会の件 ・重要な使用人の任命の件 ・団体役員賠償責任保険の契約の件	—

月 日	事 項	分 類	内 容 等	文書番号
0313	通知文書	監査部	法人店頭FX取引の証拠金率に関する書類調査の実施について	30E
0314	通知文書	業務部	タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等及び資産凍結等経済制裁対象者に対する資産凍結等の措置の実施について	36E
0319	FINMAC7団体打合せ	事務局	月次報告他	—
0319	通知文書	総務部	「認定個人情報保護団体及び対・会員の退会に伴う預託金の返還の件象事業者向け合同連絡会」開催のご案内について	38E
0314	通知文書	業務部	2026年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請について	39E
0325	第 71 回 FX 幹事会	事務局	第一部 ・活動状況 ・投資教育について ・顧客取引の謝絶関係について ・その他報告事項 第二部(講演) ・「フィッシング対策の強化について」	—
0327	通知文書	総務部	本協会から送信するメールのセキュリティ強化(DMARCポリシーの変更)について	42E
0327	通知文書	調査部	東京外国為替市場委員会・金融先物取引業協会調査部共同調査店頭外国為替証拠金取引等に関するアンケート実施について	43E
0327	通知文書	業務部	令和7年3月23日に発生した林野火災にかかる災害等に対する金融上の措置について(愛媛県)	44E
0328	臨時総会	事務局	・2025 年度事業計画及び予算の件 ・臨時総会議事録署名人 2 名選任の件	—
0328	通知文書	業務部	2025年3月 28 日開催臨時総会の結果について	45E
0328	通知文書	業務部	令和7年2月 21 日付 FATF 声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に関する法律の適正な履行等について	47E
0331	第 149 回金商業協会連絡協議 WG	事務局	各種報告等	—

別紙2 所管金融商品取引の状況(マッピング)

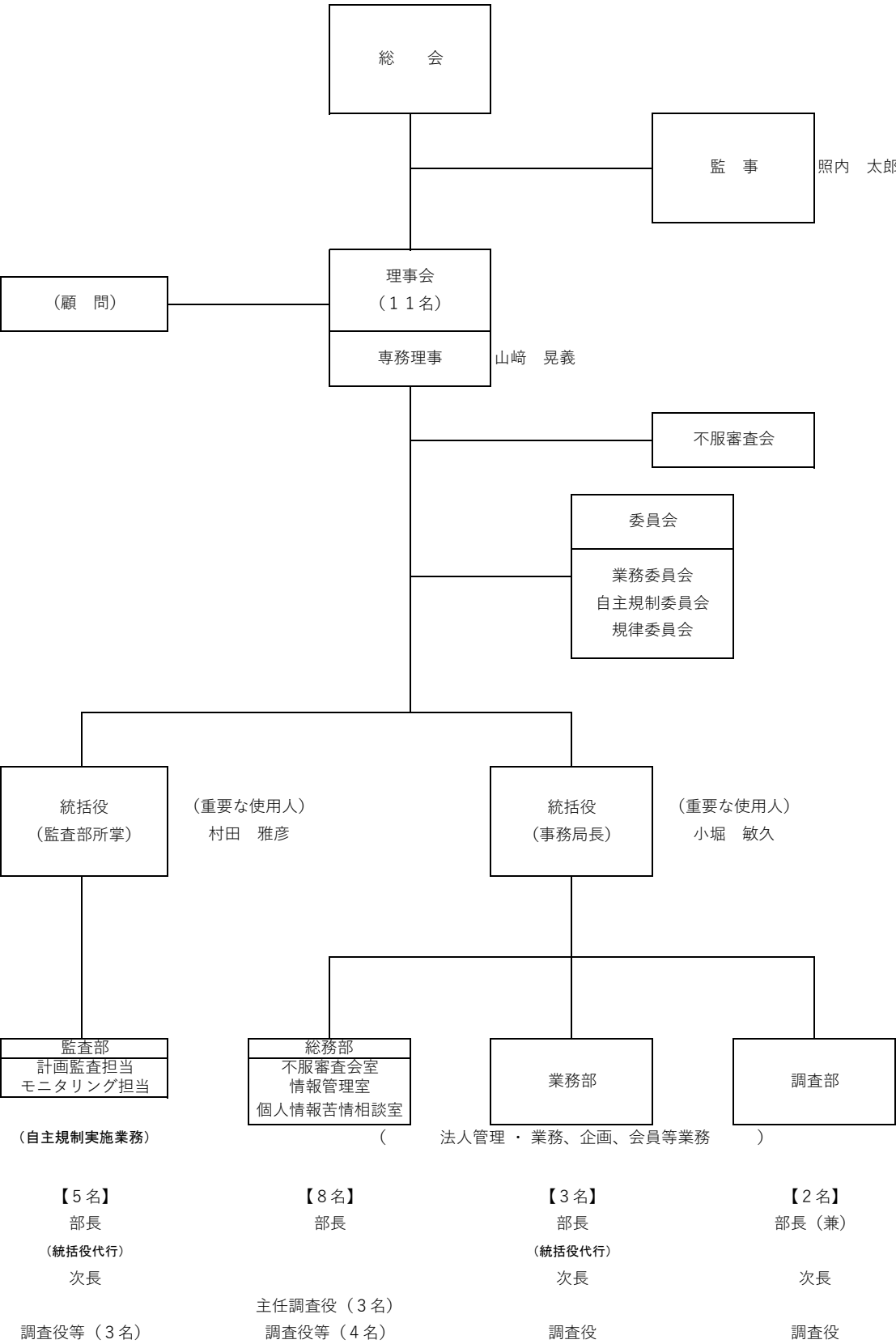
市場 デリバティブ 取引	金融 商品	取引所名	四半期出来高推移 (単位：枚)	主な金融商品	取扱社数 (媒介含む)
					2024年度第3四半期末実績
国内 取引所	金利系	東京金融取引所(TFX)		OSE_TONA3か月金利先物 TFX_TONA3か月金利先物	銀行 2 社 証券 16 社 計 18 社
		大阪取引所(OSE)			
通貨系	通貨系	東京金融取引所(TFX)		(取引所外国為替証拠金取引) くりっく365 大証FX (2014年10月より休止)	証券 11 社 商品先物 5 社 FX専業 3 社 計 19 社
		大阪取引所(OSE)			
海外 取引所	金利系	シカゴ・マーカントイル取引所(CME)		SOFR (3ヵ月) 先物 EURIBOR(3ヵ月)金利先物 SOFR(3ヵ月)先物オプション・ブット SONIA指数(3ヵ月)先物 フェド・ファンド(30日) SOFR(3ヵ月)先物オプション・コール SOFR(1ヵ月)先物 EURIBOR金利オプション・ブット B A 手形(90日) EURIBOR金利オプション・コール Eurex_EuroSTR (3ヵ月) 先物 等	銀行 8 社 証券 13 社 計 21 社
		シカゴ商品取引所(CBOT)			
		ICE FUTURES EUROPE, United Kingdom(ICEFEUK)			
		オーストラリア証券取引所(ASX24)			
通貨系	通貨系	LSE DERIVATIVES Market (LSEDM)		インドルピー／米ドル通貨先物 米ドル／中国元(オフショア) 通貨先物 カナダドル通貨 日本円通貨 英ポンド通貨 ユーロ通貨 豪ドル通貨 NZドル通貨先物 Microユーロ／米ドル先物 スイスフラン通貨 等	銀行 1 社 証券 10 社 商品先物 1 社 計 12 社
		※2021年第4Q以降廃止			
通貨系	通貨系	シカゴ・マーカントイル取引所(CME)			
		シンガポール取引所(SGX-DT)			
通貨系	通貨系	韓国取引所(KRX)			
		その他 (Other)			

金融 商品	四半期出来高推移 (単位：百万円)	主な金融商品	取扱社数 (媒介含む)
			2024年度第3四半期末実績
外国 為替 証拠 金 取引		USDJPY GBPJPY EURJPY AUDJPY EURUSD MXNJPY AUDUSD GBPUSD NZDJPY CHFJPY GBPAUD CADJPY その他通貨ペア (実績全153通貨ペア)	銀行 6 社 証券 25 社 FX専業 15 社 その他 1 社 計 47 社
先 選 取 引		USDJPY INRUSD IDRUSD IDRJPY INRJPY COPUSD KRWJPY TWDJPY CNYUSD PHPUSD その他通貨ペア (実績全27通貨ペア)	銀行 8 社 計 8 社
店 間 デ リ バ イ ブ 取 引		Vanilla Option Single Barrier Option Doubles Barrier Option Window Barrier Option 等 USDJPY GBPJPY EURUSD EURJPY GBPUSD その他通貨ペア (実績全86通貨ペア)	銀行 43 社 証券 8 社 FX専業 2 社 計 53 社
オ プ シ ョ ン 取 引		Digital Option Accrual Option 等 USDJPY EURUSD GBPJPY EURJPY AUDJPY GBPUSD その他通貨ペア (実績全8通貨ペア)	銀行 3 社 証券 6 社 FX専業 1 社 計 10 社 (内、個人向けバイナリー) 6 社
バ イ ナ リ ー ・ オ プ シ ョ ン 取 引			

市場 デリバティブ取引	金融商品	証拠金規制 (オプションは売 る立場に限る・決 済を除く)		信託保全 (媒介・取次ぎ・ 代理を含む)		ロスカット規制		再勧誘の禁止	
		個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人
		個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人
国内取引所	金利系	—	—	—	—	—	—	府令第117条第1項第9号	金融先物取引等 (特定投資家を除く)
		府令第117条第1項第27号、第28号	—	府令第143条第1項第1号	府令第123条第1項第21号の2	府令第117条第1項第9号	—	府令第117条第1項第9号	金融先物取引等 (特定投資家を除く)
海外取引所	金利系	—	—	—	—	—	—	府令第117条第1項第9号	金融先物取引等 (特定投資家を除く)
		府令第117条第1項第27号、第28号	—	府令第143条第1項第1号	府令第123条第1項第21号の2	府令第117条第1項第9号	—	府令第117条第1項第9号	金融先物取引等 (特定投資家を除く)

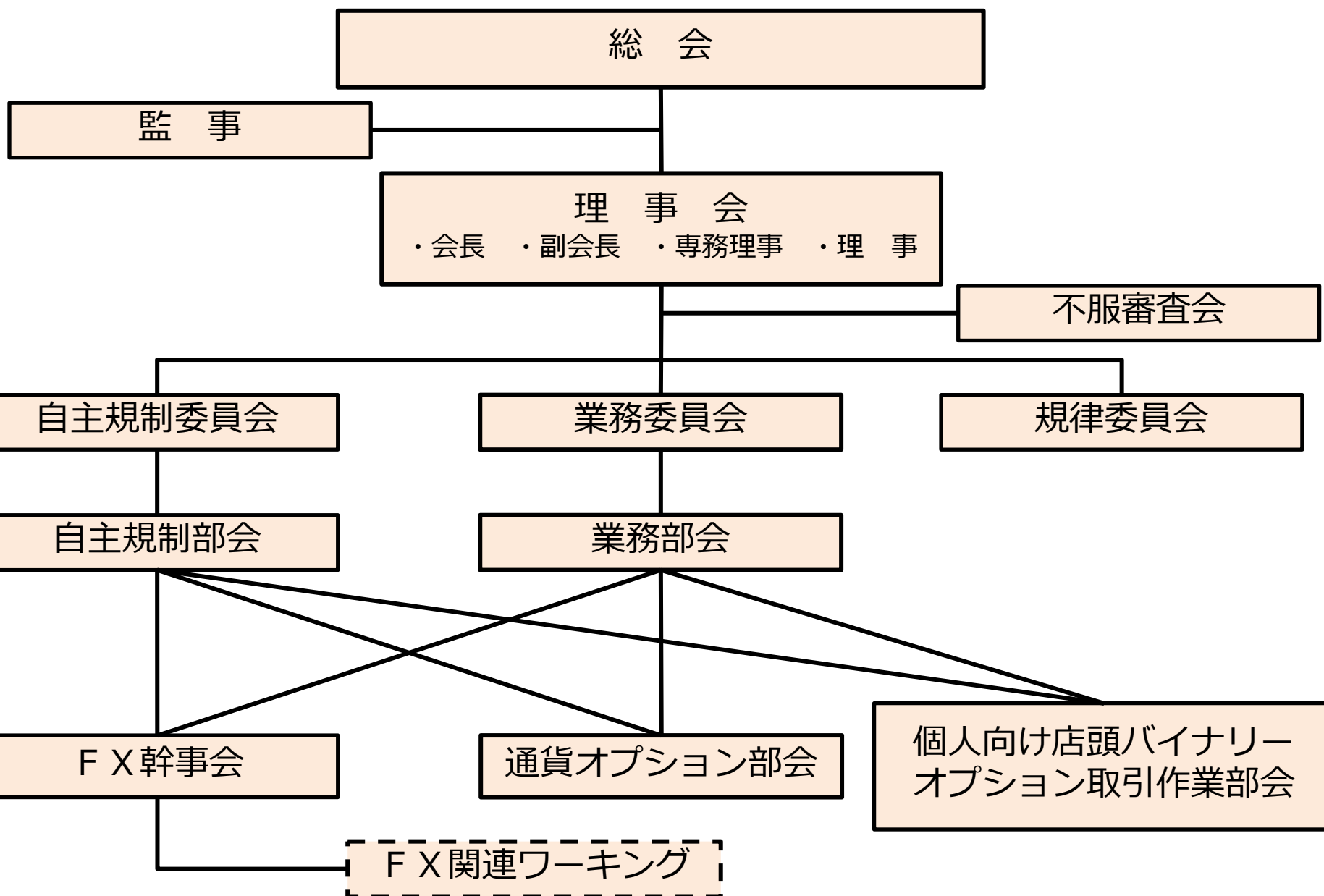
金融商品		非清算店頭デリバティブ規制等				決済リスク管理強化 (特定通貨関連店頭デリバティブ取引)			証拠金規制 (オプションは売る立場に限る・決済を除く)		信託保全 (媒介・取次ぎ・代理を含む)		ロスカット規制		不招請勧誘の禁止		新確認書	
		電子取引 基盤	TR対象	CCP対象	証拠金規制	ストレス テスト	開示	データ保存・報告	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人
店頭デリバティブ取引	先渡取引	外国為替証拠金取引	金商法40条の7	金商法156条の64	金商法156条の62	金商法40条第2号				府令第117条第1項第39号、第40号	府令第143条第1項第1号	府令第123条第1項第21号の2	—	施行令第16条の4		—	—	
			規制対象外	金商法2条第22項第1号及び2号(但し、約定の日から受渡しの日までの期間が2営業日以内のものは除く)	適用除外	府令第123条第1項第21号の10、第21号の11(除外規定が複数あり)				府令第123条第1項第21号の4、第21号の5、第21号の6	府令第117条第1項第28号の2	府令第123条第1項第21号の7、第21号の8		府令第117条第1項第27号、第28号	特定通貨関連店頭デリバティブ取引(府令第117条第39号)(個人、金商業者、外国業者を顧客とする場合を除く。)			通貨関連店頭デリバティブ取引(府令第143条第3項第2号)
	NDF	金商法40条の7	金商法156条の64	金商法156条の62	金商法40条第2号	—	—	府令第117条第1項第27号、第28号	—	府令第143条第1項第1号	府令第123条第1項第21号の2	—	施行令第16条の4		金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針IV-3-3-2(6)④、金先協業務取扱規則第8条の2			
		規制対象外	金商法2条第22項第2号(但し、約定の日から受渡しの日までの期間が2営業日以内のものは除く)	適用除外	府令第123条第1項第21号の10、第21号の11(除外規定が複数あり)					通貨関連店頭デリバティブ取引(府令第143条第3項第2号)	通貨関連店頭デリバティブ取引(府令第143条第3項第2号)		通貨関連店頭デリバティブ取引(府令第123条第4項)	店頭デリバティブ取引等(金商法第2条第8項4号、但し特定投資家を除く)				
オプション取引	通貨オプション取引	バイナリー・オプション	金商法40条の7	金商法156条の64	金商法156条の62	金商法40条第2号	—	府令第117条第1項第27号、第28号	—	府令第143条第1項第1号	府令第123条第1項第21号の2	—	施行令第16条の4		金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針IV-3-3-2(6)④、金先協業務取扱規則第8条の2			
			規制対象外	金商法2条第22項第3号及び4号(但し、権利行使期間が2営業日以内のものは除く)	適用除外	府令第123条第1項第21号の10、第21号の11(除外規定が複数あり)				通貨関連店頭デリバティブ取引(府令第143条第3項第2号)	通貨関連店頭デリバティブ取引(府令第143条第3項第2号)		通貨関連店頭デリバティブ取引(府令第123条第4項)	店頭デリバティブ取引等(金商法第2条第8項4号、但し特定投資家を除く)				
	バイナリー・オプション	府令第143条第1項第1号	府令第123条第1項第21号の2	—	施行令第16条の4		金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針IV-3-3-2(6)④、金先協業務取扱規則第8条の2											
		通貨関連店頭デリバティブ取引(府令第143条第3項第2号)	通貨関連店頭デリバティブ取引(府令第143条第3項第2号)		通貨関連店頭デリバティブ取引(府令第123条第4項)	店頭デリバティブ取引等(金商法第2条第8項4号、但し特定投資家を除く)												

(2025年3月)



(注)各部の人数は、主たる業務の配置によっている。

【常勤役員 1名、職員18名、パート職員2名】



一般社団法人金融先物取引業協会定款

平成元年 7 月 26 日 制 定
平成 4 年 7 月 20 日 一部変更
平成 10 年 6 月 15 日 一部変更
平成 11 年 7 月 13 日 一部変更
平成 13 年 5 月 21 日 一部変更
平成 14 年 3 月 11 日 一部変更
平成 17 年 3 月 17 日 一部変更
平成 17 年 7 月 1 日 一部変更
平成 19 年 9 月 30 日 一部変更
平成 22 年 2 月 1 日 一部変更
平成 23 年 4 月 1 日 一部変更
平成 24 年 4 月 1 日 一部変更
平成 24 年 12 月 12 日 一部変更
平成 25 年 3 月 26 日 一部変更
平成 25 年 6 月 12 日 一部変更
平成 26 年 6 月 18 日 一部変更
平成 29 年 3 月 28 日 一部変更
2020 年 3 月 30 日 一部変更
2020 年 6 月 19 日 一部変更
2024 年 6 月 25 日 一部変更

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人金融先物取引業協会（以下「本協会」という。）と称する。

2 本協会の英文名は、The Financial Futures Association of Japanとする。

(事 務 所)

第 2 条 本協会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本協会は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(定 義)

第 2 条の 2 この定款において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めると

ころによる。

- (1) 金融先物取引 第2号、第3号又は第4号に掲げる取引をいう。
- (2) 取引所金融先物取引 金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第2条第21項に規定する市場デリバティブ取引のうち、金融商品取引法施行令（以下「施行令」という。）第16条の4第2項第1号イからハに規定する取引（法第2条第24項第2号に規定する施行令のうち資金決済に関する法律第2条第5項に規定する電子決済手段に関連するものを除く。）又はその他の市場デリバティブ取引（有価証券に関連するもの、施行令第1条の17に規定する電子決済手段に関連するもの、法第2条第24項第3号の2に規定する暗号等資産に関連するもの、同項第3号の3に規定する商品に関連するもの並びに当該商品の価格及びこれに基づいて算出した数値に関連するものを除く。）をいう。
- (3) 店頭金融先物取引 法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち、金融商品取引業等に関する内閣府令第79条第2項第2号に規定する店頭金融先物取引又は法第2条第22項第4号に規定する取引（同条第25項第1号又は第4号に掲げる金融指標（同条第24項第3号に係るものに限る。）に係る取引に限る。）をいう。
- (4) 海外金融先物取引 法第2条第23項に規定する外国市場デリバティブ取引のうち、施行令第16条の4第2項第1号イからハまでに掲げる取引と類似の取引（法第2条第24項第2号に規定する施行令のうち資金決済に関する法律第2条第5項に規定する電子決済手段に関連するものを除く。）又はその他の外国市場デリバティブ取引（有価証券に関連するもの、施行令第1条の17に規定する電子決済手段に関連するもの、法第2条第24項第3号の2に規定する暗号等資産に関連するもの、同項第3号の3に規定する商品に関連するもの並びに当該商品の価格及びこれに基づいて算出した数値に関連するものを除く。）をいう。
- (5) 金融先物取引業 法第2条第8項に規定する金融商品取引業のうち、以下に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。
 - ① 金融先物取引
 - ② 金融先物取引の媒介、取次ぎ又は代理
 - ③ 取引所金融先物取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
 - ④ 海外金融先物取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
- (6) 金融商品仲介業 会員の委託を受けて、取引所金融先物取引又は海外金融先物取引の委託の媒介を当該会員のために行う業務をいう。
- (7) 金融商品仲介業者 会員を所属金融商品取引業者等（法第66条の2第1項第4号に規定する所属金融商品取引業者等をいう。以下同じ。）とする法第66条の3による登録が行われた金融商品仲介業者のうち、第6号に規定する金融商品仲介業を行う者をいう。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、会員の行う金融商品取引業（登録金融機関業務を含む。以下同じ。）の業務の適正かつ円滑な運営を確保することにより、投資者の保護を図るとともに、金融商品取引業の健全な発展に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 金融先物取引業を行うに当たり、法その他の法令の規定を遵守させるための会員及び金融商品仲介業者に対する指導、勧告その他の事業
- (2) 会員及び金融商品仲介業者の行う金融先物取引業に関し、契約の内容の適正化、資産運用の適正化、その他投資者の保護を図るため必要な調査、指導、勧告その他の事業
- (3) 会員及び金融商品仲介業者の法若しくは法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは本協会の定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査
- (4) 会員及び金融商品仲介業者の行う金融先物取引業に関する投資者からの苦情の解決
- (5) 会員及び金融商品仲介業者の行う金融先物取引業に争いがある場合の法第78条の7に規定するあっせん
- (6) 法第78条の8第1項に規定する苦情の解決及びあっせんの業務の第三者への委託
- (7) 法第64条の7第1項若しくは第2項又は第66条の25の規定により行う外務員の登録事務
- (8) 投資者に対する広報、その他金融先物取引業に関する啓蒙、宣伝及び刊行物の発行
- (9) 会員及び金融商品仲介業者の業務改善、その他金融先物取引業の健全な発展に資するための企画立案
- (10) 会員、金融商品仲介業者等金融先物取引業に従事する者の役職員の研修
- (11) 関係官庁、その他関係機関及び関係諸団体に対する意見の開陳及び連絡
- (12) 会員相互間の意思の疎通及び意見の調整
- (13) 法第79条の5及び第194条の5の規定に基づく主務大臣への協力
- (14) 前各号に掲げるもののほか、本協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項に規定する事業に係る業務の詳細については、業務規程で定める。

3 第1項の事業は日本全国において行うものとする。

(協会規則等)

第5条 本協会は、前条第1項に規定する事業に係る業務を円滑に行うため、協会規則及び紛争処理規則を定めることができる。

(定款施行規則)

第6条 定款の施行に関し必要な事項は、「定款の施行に関する規則」(以下「定款施行規則」という。)をもって定める。

(諸規則の制定及び改正)

第7条 協会規則、紛争処理規則及び定款施行規則の制定、改正及び廃止は、理事会の決議により行う。

第3章 会員及び特別参加者

第1節 会 員

(本協会の構成員)

第8条 本協会は、法第29条又は第33条の2の登録を受けて金融先物取引業を行う者で次条の規定により会員となった者をもって構成する。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格取得等)

第9条 本協会の会員になろうとする者は、所定の入会申込手続により、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項に規定する入会の承認を受けたときは、会員は、直ちに本協会に対する代表者としてその権利及び義務を行使する者(以下「会員代表者」という。)1名及び代理人3名以内を定め、書面をもって本協会に通知しなければならない。会員代表者又は代理人に変更があったときも同様とする。

(経費の負担)

第10条 会員は、本協会の活動に必要な経費に充てるため、理事会において別に定める規則により入会金、会費及び負担金を支払わなければならない。

2 会員は、本協会が特別な支出に充てるため必要と認めるときは、総会において別に定めるところにより特別会費を支払わなければならない。

3 既納の入会金、会費、負担金及び特別会費は返還しない。

第11条 削除

(預託金)

第12条 会員は、預託金を本協会に預託しなければならない。

2 預託金の額及び預託方法は、理事会の決議により定める。

3 預託金は、会員が第18条各号の一に該当するときは、理事会の承認を受けて、これを返還する。

4 前項以外の事由により会員に預託金を返還する場合には、理事会において別に定めるところによるものとする。

第13条 削除

(資料の提出等)

第14条 本協会は、必要があると認めるときは、会員に対して、当該会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の法若しくは法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは本協会の定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況並びに当該会員の金融先物取引業の業務及び財産に関し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

2 会員は、前項に規定する説明又は資料の提出を求められたときは、正当な理由なく、これを拒んではならない。

(監査)

第14条の2 本協会は、第4条第1項第3号に規定する事業を行うため必要があると認めるときは、会員に対して、当該会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の法若しくは法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは本協会の定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況並びに当該会員の金融先物取引業の業務及び財産の状況又はその帳簿書類その他の物件を監査することができる。

2 前条第2項の規定は、本協会が前項の規定により監査を行う場合について準用する。

(届出及び報告事項)

第15条 会員は、定款施行規則その他の規則で定める場合には、遅滞なく、所定の様式による届出書又は報告書により、本協会に届出又は報告をしなければならない。

(指導、勧告)

第16条 会員は、金融先物取引業を行うに当たり、本協会の指導、勧告に従って業務の遂行に努めなければならない。

(入会の拒否)

第17条 本協会は、本協会に入会の申込を行った金融商品取引業者又は登録金融機関が次の各号の一に該当するときは、その入会を拒否することができる。

(1) 法令若しくは法令に基づく処分若しくは本協会若しくは金融商品取引所の定款その他の規則に違反し又は取引の信義則に背反する行為を行い、デリバティブ取引等の停止を命じられ、又は本協会若しくは金融商品取引所から除名の処分若しくは取引資格の取消しを受けたことがあること。

(2) 第9条の入会申込手続に当たって提出する書類に虚偽の記載があり、又は重要な事項について記載が欠けていること。

(任意退会)

第17条の2 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に

いつでも退会することができる。ただし、本協会に対し金銭債務がある場合は、理事会の承認を受けなければならない。

(資格の喪失)

第18条 会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を失う。ただし、顧客取引を終了し、顧客財産を返還する目的の範囲内においては、この限りでない。

- (1) 退会したとき
- (2) 会員である個人が死亡したとき
- (3) 金融先物取引業を廃止したとき
- (4) 合併により消滅したとき
- (5) 解散したとき
- (6) 分割により金融先物取引業の全部を承継させたとき
- (7) 金融先物取引業の全部を譲渡したとき
- (8) 法第52条第1項、第52条の2第1項、第53条第3項又は第54条に規定する登録の取消処分を受けたとき

(9) 除名されたとき

(会員の処分)

第19条 本協会は、会員が次の各号の一に該当する場合には、当該会員に対し、処分を行うことができる。

- (1) 会員としての義務の履行を怠ったとき
- (2) 本協会の秩序を乱し、又は事業の遂行を妨げる行為をしたとき
- (3) 法令若しくは法令に基づく処分若しくは本協会の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をしたとき
- (4) その他本協会の名誉をき損し、又は本協会の目的に反する行為をしたとき

2 前項に規定する処分の種類は、譴責、過怠金の賦課、会員の権利の停止若しくは制限又は除名とする。

3 第2項に規定する過怠金の額は、1億円を上限とする。ただし、第1項第3号の違反が重大なものであって、かつ、市場の信用を著しく失墜させたと認められるときは、過怠金の上限額を5億円とすることができる。

4 前項の規定にかかわらず第1項各号に掲げる行為と相当な因果関係が認められる利得額(損失を回避した場合における当該回避した額を含む。以下「不当な利得相当額」という。)が発生しているときは、当該不当な利得相当額を過怠金の上限の額に加算することができる。

5 第1項に規定する処分を行うにあたっては、当該会員に弁明の機会を与えた上で、前項に掲げる処分の種類に応じ、以下の各号に定める手続を経るものとする。

- (1) 譴責又は過怠金の賦課 理事会の決議
- (2) 第3項ただし書き又は前項の適用がある場合における1億円超の過怠金の賦課

による処分及び会員の権利の停止若しくは制限 理事会の決議（出席理事の3分の2以上の同意又は定款第36条に規定する一般法人法第96条の要件を満たすことを必要とする。）

（3） 除名 第25条第2項第1号の規定による総会の決議

- 6 第2項に規定する会員の権利の停止又は制限の期間は、6か月以内とする。
- 7 第1項の規定による処分において、過怠金の賦課と会員の権利の停止又は制限は、併科することができる。
- 8 会員は、第1項の規定により会員の権利の停止又は制限の処分を受けた場合においても、その期間中、会員としての義務はこれを履行しなければならない。
- 9 会員は、第1項の処分の通知が到達した日から10日以内に、第41条の2に規定する不服審査会に対し書面をもって、不服の趣旨及び理由を示して、不服の申立てを行うことができる。
- 10 この条の手續に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

（取引の信義則に背反する行為）

第19条の2 第17条第1号及び前条第1項第3号に規定する取引の信義則に背反する行為とは、次に掲げる行為その他の行為で、本協会若しくは会員の信用を失墜し、又は本協会若しくは会員に対する信義に背反する行為をいう。

- （1） 本協会の事業又は他の会員の行う金融先物取引業の業務に干渉し、又はこれを妨げること。
- （2） 金融先物取引業に関し、詐欺的な行為、不信若しくは不穏当な行為又は著しく不注意若しくは怠慢な事務処理を行うこと。

（会員等の名簿）

第20条 本協会は、会員等名簿を作成し、これを本協会の主たる事務所に常置し、一般の縦覧に供しなければならない。

- 2 前項の会員等名簿は、会員の異動又は記載事項の変更のつど、これを訂正するものとする。
- 3 会員は、第1項に規定する会員等名簿の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく、書面をもって本協会に通知しなければならない。

（特定承継金融機関等に係る特例措置）

第20条の2 特定承継金融機関等（預金保険法第126条の34第3項第5号に定める特定承継金融機関等をいう。以下同じ。）についての第9条第1項に規定する入会の承認については、同項の規定にかかわらず、会長が行うものとし、当該承認を行った場合、会長は、速やかにその旨を理事会に報告するものとする。

- 2 前項の規定により入会の承認を受けた特定承継金融機関等については、第10条第1項の規定にかかわらず、入会金の納入は要しない。
- 3 第1項の規定により入会の承認を受けた特定承継金融機関等の会費の取扱いは、理

事会において別に定める規則によるものとする。

- 4 第1項の規定により入会の承認を受けた特定承継金融機関等については、第12条第1項の規定にかかわらず、預託金の預託は要しない。
- 5 本協会は、特定承継金融機関等である会員については、定款の定める目的、事業の範囲内において、理事会の決議により、我が国の金融市場その他の金融システムの安定に資するための必要な措置を講じることができる。
- 6 本協会は、前項の規定にかかわらず、特定承継金融機関等の業務の円滑な遂行を図るため、緊急の措置を講じるべきやむを得ない事態が生じた場合に限り、定款の定める目的、事業の範囲内において、会長が当該措置を行うことができる。当該措置を行った場合、会長は、速やかに理事会に報告するものとする。

第2節 特別参加者

(特別参加者の資格)

第21条 第8条第1項に規定する会員資格を有しない法人は、理事会の承認を受けて、本協会の特別参加者となることができる。

(特別参加者への規定の準用等)

第22条 第9条、第10条、第17条、第17条の2、第18条第1号、第4号、第5号及び第9号並びに第19条から第20条までの規定は、特別参加者について準用する。この場合において、第19条の2を除くこれらの規定中「会員」とあるのは「特別参加者」と、第19条の2各号列記以外の部分の規定中「会員」とあるのは「会員若しくは特別参加者」と読み替えるものとする。

- 2 特別参加者は、本協会の事業についての情報を入手できるほか、理事会の承認を受けて、委員会において意見を述べることができる。

第4章 総会

(構成)

第23条 総会は、すべての会員をもって組織し、通常総会と臨時総会とに区分する。

- 2 前項による総会をもって一般法人法上の社員総会とする。
- 3 総会は、通常総会として毎事業年度終了後3月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会として開催する。
- 4 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 5 会員総数の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、臨時総会の目的である事項及び招集の理由を示して、臨時総会の招集を請求することができる。

6 総会を招集するときは、開催する日の2週間前までに、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面又は会員の承諾を得て電磁的方法により、会員に通知しなければならない。ただし、会長がやむを得ないと認めたときは、総会の招集決定において書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとした場合を除き、1週間前までを限度としてその期間を短縮することができる。

(権 限)

第23条の2 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準
- (4) 事業報告及び事業計画の承認
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 収支予算の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 理事会において総会に付議すべきことを決議した事項
- (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(議 決 権)

第24条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

- 2 会員は、前項の議決権を行使するため、総会に第9条第2項に規定する会員代表者又は代理人を出席させる。
- 3 会員は、理事会が承認し、第23条第6項の招集通知にその旨の記載がある場合には、総会における議決権の行使を書面又は電磁的方法によってすることができる。この場合において、当該議決権の行使を書面又は電磁的方法によって提出した会員は当該総会に出席したものとみなす。

(定 足 数)

第24条の2 総会は、総会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第25条 総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の過半数が出席し、出席した会員の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 第19条第5項第3号に規定する会員の除名
- (2) 第32条に規定する監事の解任

第26条 削除

(議 事 録)

第27条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及びその会議において出席した会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、署名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員の設定)

第28条 本協会に次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上14名以内

うち 会長 1名

副会長 1名

専務理事 1名

- (2) 監事 3名以内

- 2 前項の会長、副会長及び専務理事をもって一般法人法上の代表理事とする。

(役員の選任)

第29条 理事及び監事は、総会の決議によって会員の会員代表者の中から選任する。ただし、理事2名以内及び監事1名を会員代表者以外の有識者から選任することができる。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

- 3 監事は、本協会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会の業務の執行の決定に参画する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、各自、本協会を代表し、その業務を執行する。

- 3 会長は総会及び理事会の議長となる。

- 4 副会長は、会長を補佐し本協会の業務を執行する。また、会長に事故若しくは支障があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を執行する。

- 5 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の業務を執行する。会長及び副会長とともに事故若しくは支障があるとき又は会長及び副会長がともに欠けたときは、専務理事が会長の職務を執行する。

- 6 会長、副会長及び専務理事は毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

- 7 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること

- (2) 本協会が総会に提出する決算及び事業報告に関する書類を監査し、総会にその

意見を報告すること

(3) 財産の状況又は業務の執行について、不正の事実、法令若しくは定款違反の事実、又はそのおそれのある事実を発見したときは、これを総会及び理事会に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要があるときは理事会の開催を請求し招集すること
(役員任期)

第31条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。増員として選任された理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。

4 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。増員として選任された監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

5 理事又は監事は、第28条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

6 理事又は監事に欠員を生じた時は、後任者を新たに選任する。ただし、第28条に定める定数を満たす限り、理事会において会務に支障をきたさないと認めたときは、後任者の選任を行わないことができる。

(役員解任)

第32条 本協会は、総会の決議によりいつでも役員を解任することができる。

(役員報酬等)

第33条 役員は、無報酬とする。ただし、会員代表者以外の有識者から選任された役員については、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員責任の免除又は限定)

第33条の2 本協会は、役員一般法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除する。

第6章 理 事 会

(理 事 会)

第34条 本協会に理事会を置き、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 理事が会議の目的たる事項を示して招集の請求をしたとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 第30条第7項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 理事会は、会長が招集する。ただし、第1項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

4 理事会を招集するときは、開催する日の1週間前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

(決 議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、定款に別段の定めがある場合を除き、その過半数をもって行う。

(理事会のみなし決議)

第36条 前条の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の付議事項)

第37条 理事会は、この定款に別に定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会に付議すべき議案
- (2) 総会において理事会に委任された事項
- (3) 規則の制定及び変更
- (4) その他本協会の業務の運営に関して会長が必要と認めた事項
- (5) 本協会の業務執行の決定
- (6) 理事の職務の執行の監督
- (7) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(議 事 録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長、副会長及び専務理事並びに監事は前項の議事録に記名押印する。

第7章 顧問、委員会、事務局等

(顧問)

第39条 本協会に顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、本協会の運営について会長に対し意見を述べることができる。

3 顧問は、理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

(委員会)

第40条 第4条第1項に規定する本協会の事業に係る業務を分担するため、理事会の決議により、委員会を設けることができる。

2 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長及び委員は、理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

4 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(苦情解決・あっせん業務の第三者への委託)

第40条の2 本協会は、第4条第1項第6号に基づき、同項第4号に規定する苦情の解決及び第5号に規定するあっせんの業務を特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターに委託するものとする。

2 前項の苦情の解決及びあっせんの委託に係る必要な事項は、協会規則をもって定める。

(事務局)

第41条 本協会の事務を処理するため、事務局を設ける。

2 事務局には、職員を置き、会長がこれを任免する。

3 重要な使用人は、会長が理事会の承認を得てこれを任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第7章の2 不服審査会

(不服審査会)

第41条の2 本協会が行う第19条に規定する会員に対する処分その他協会規則に定める処分に係る不服の申立てに関する審査を行うため、理事会の決議により、不服審査会を設けることができる。

2 不服審査会は、委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長及び委員は、理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

4 前項までに定めるもののほか、不服審査会の構成及び運営に関し必要な事項は、協会規則をもって定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第42条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経理規則)

第42条の2 本協会の予算及び決算並びに会計処理については、理事会の決議を経た別に定める経理規則により行う。

(事業計画及び収支予算)

第43条 本協会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を経て、総会に提出しその承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第44条 削除

(事業報告及び決算)

第45条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、2月以内に会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、総会に提出しその承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (6) その他法令で定める帳簿及び書類

(長期借入金)

第46条 本協会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において出席理事の3分の2以上の決議を経なければならない。

第47条 削除

(資産の管理)

第48条 本協会の資産は、理事会の決議を経て別に定めるところにより、会長がこれを管理する。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議を経なければこれを変更することができない。

2 定款の変更を総会に付議するときは、理事会の決議または会員総数の3分の1以上の請求を必要とする。

(解 散)

第50条 本協会は、総会において、会員総数の4分の3以上が出席し、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第51条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本協会は、剰余金の分配を行わない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第51条の2 本協会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 雑 則

(細 則)

第52条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

1 この定款は、主務官庁の設立許可があつた日（平成元年8月4日）から施行する。

- 2 本協会の設立初年度の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成2年3月31日までとする。
- 3 本協会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、創立総会の定めるところによる。
- 4 本協会の設立当初の役員の任期は、第31条第1項の規定にかかわらず、設立許可のあった日から設立初年度終了後開催される通常総会の終了の時までとする。
ただし、会員代表者以外の有識者から選任された役員の任期は、設立許可のあった日から設立次年度終了後開催される通常総会の終了の時までとする。
- 5 本協会の設立当初の役員は、第29条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。（別紙 略）

附 則（平成4.7.20一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成4年7月20日）から施行する。

（注）変更条項は、次のとおりである。

- （1）第4条中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号を変更のうえ第10号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第3号を新設。
- （2）第14条の2を新設。
- （3）第17条柱書及び同条第1号を変更。
- （4）第18条第3項中柱書及び第1号を変更し、第3号を第4号とし、第3号を新設。
- （5）第18条第4項を削除。
- （6）第19条柱書を変更のうえ第1項とし、同項第1号から第4号、第2項及び第3項を新設。
- （7）第19条の2を新設。
- （8）第22条第1項を変更。
- （9）第24条第3項を変更。
- （10）第31条第1項を変更。
- （11）第32条柱書及び同条第2号を変更。
- （12）第35条第2項を変更。

附 則（平成10.6.15一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成10年6月15日）から施行する。

ただし、同日が金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行日（平成10年6月22日）より前であるときは、第4条の変更部分については同法の施行日から施行する。

（注）変更条項は、次のとおりである。

第4条第11号及び第28条を変更。

附 則（平成11. 7. 13一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成11年 7 月13日）から施行する。

（注）変更条項は、第 4 条第11号。

附 則（平成13. 5. 21一部変更）

この定款変更は、総会の決議の日（平成13年 5 月21日）から施行する。

（注）変更条項は、第 4 条第11号。

附 則（平成14. 3. 11一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成14年 3 月11日）から施行する。

（注）変更条項は、第28条。

附 則（平成17. 3. 17一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成17年 3 月17日）から施行する。

（注）変更条項は、次のとおりである。

- （1）第25条第 3 項を新設。
- （2）第31条第 1 項ただし書以下を削り、第 4 項を新設。
- （3）第35条第 3 項を新設。

附 則（平成17. 7. 1 一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成17年 6 月 7 日）から施行する。

ただし、同日が金融先物取引法の一部を改正する法律の施行の日（平成17年 7 月 1 日）より前であるときは、同法の施行の日から施行する。

（注）変更条項は、次のとおりである。

- （1）第 3 条を変更。
- （2）第 4 条中第 1 号、第 2 号、第 5 号を変更し、第 6 号を新設し、第 6 号から第10号までを 1 号ずつ繰り下げ、第11号を変更のうえ第12号とし、第12号を第13号とする。
- （3）第 8 条を変更。
- （4）第 9 条第 1 項を変更。
- （5）第12条第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とし、第 4 項及び第 5 項を新設。
- （6）第14条第 1 項を変更。
- （7）第14条の 2 第 1 項を変更。
- （8）第16条を変更。
- （9）第18条第 3 項中第 2 号を削り、第 3 号を変更のうえ第 2 号とし、第 4 号を変更

のうえ第3号とする。

- (10) 第19条の2中第1号及び第2号を変更。
- (11) 第21条を変更。
- (12) 第22条を変更。
- (13) 第29条第3項を変更。
- (14) 第4章第4節の節名を変更。
- (15) 第40条の2を新設。
- (16) 第46条を変更。
- (17) 第51条を変更。

附 則（平19. 9. 30一部変更）

- 1 この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成19年9月28日）から施行する。
ただし、同日が証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）の施行の日（平成19年9月30日）より前であるときは、同法の施行の日から施行する。
- 2 第4条第2項の新設及び第5条の変更は、上記の規定にかかわらず、法第79条の3第1項に基づく業務規程に係る主務官庁の認可のあった日から施行する。

（注） 変更条項は、次のとおりである。

- （1）第1条及び第3条を変更。
- （2）第4条中第1号から第9号まで及び第12号を変更し、第2項を新設。
- （3）第5条及び第8条を変更。
- （4）第13条（金融先物取引責任準備預託金）を削除。
- （5）第17条柱書及び第1号を変更。
- （6）第18条第3項中第1号から第3号を変更。
- （7）第19条の2中第2号を変更。
- （8）第21条を変更。

附 則（平22. 2. 1 一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成21年11月25日）から施行する。

ただし、同日が、本協会が別に定める日（第40条の2に規定する特定非営利活動法人の紛争等解決業務の開始の日）（平成22年2月1日）より前である時は当該別に定める日から施行する。

（注） 変更条項は次のとおりである。

- （1）第4条第6号を新設し、第6号から第13号までを1号ずつ繰り下げる。
- （2）第21条を変更。
- （3）第40条の2の見出しを変更し、第1項及び第2項を変更し、第3項を削る

附 則（平23. 4. 1 一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成23年4月1日）から施行する。

（注）変更条項は次のとおりである。

- （1）第4条第1項第1号を変更。

附 則（平24. 4. 1 一部変更）

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

- 2 本協会の最初の代表理事は次の者とする。

理 事 永易 克典

渡部 賢一

後藤 敬三

- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

（注）変更条項は次のとおりである。

- （1）題名を変更。
- （2）第1条及び第2条第2項を変更。
- （3）第2章の章名を変更。
- （4）第4条の見出しを変更し、第4条第1項本文、同条第1項第1号、第2号、第14号及び第2項を変更し、第3項を新設。
- （5）第5条を変更。
- （6）第8条第1項を変更し、第2項を新設。
- （7）第9条の見出しを変更。
- （8）第10条の見出しを変更し、第1項から第3項を変更。
- （9）第11条（会費及び特別会費）を削除。
- （10）第12条第3項を削り、第4項を第3項に、第5項を第4項に変更。
- （11）第14条の2第1項を変更。
- （12）第17条の2を新設。
- （13）第18条第2項を削り、第3項を変更のうえ第2項とする。
- （14）第19条第1項本文を変更。
- （15）第19条の2本文を変更。

- (16) 第20条第1項を変更。
- (17) 第21条及び第22条第1項を変更。
- (18) 第4章の章名を変更し、第1節を削る。
- (19) 第23条の見出しを変更し、第1項を変更し、第2項を新設し、第2項を変更のうえ第3項とし、第3項を変更のうえ第4項とし、第5項を新設し、第4項を変更のうえ第6項とする。
- (20) 第23条の2を新設。
- (21) 第24条第1項から第3項を変更。
- (22) 第24条の2を新設。
- (23) 第25条の見出しを変更し、第1項及び第2項を変更し、第3項を削る。
- (24) 第26条を削除。
- (25) 第4章第2節を第5章に変更。
- (26) 第28条の見出しを変更し、第1項を変更し、第2項を新設。
- (27) 第29条第1項及び第2項を変更し、第3項を削り、第4項を変更のうえ第3項とする。
- (28) 第30条第1項を新設し、第1項を変更のうえ第2項とし、第3項を新設し、第2項及び第3項を変更のうえ第4項及び第5項とし、第4項を削り、第6項を新設し、第5項を第7項とし、同項第1号、第3号及び第4号を変更。
- (29) 第31条第1項を変更し、第2項を新設し、第2項を変更のうえ第3項とし、第4項を新設し、第3項を変更のうえ第5項とし、第4項を変更のうえ第6項とする。
- (30) 第32条を変更。
- (31) 第33条の見出し及び本文を変更。
- (32) 第33条の2を新設。
- (33) 第4章第3節を第6章に変更。
- (34) 第34条第1項本文及び同項第1号及び第2号を変更し、第3号から第5号を新設し、第2項及び第3項を変更し、第4項を新設。
- (35) 第35条の見出しを変更し、第1項を変更し、第2項及び第3項を削る。
- (36) 第36条の見出し及び本文を変更。
- (37) 第37条第4号を変更し、第5号から第7号を新設。
- (38) 第38条第1項を変更し、第2項を新設。
- (39) 第4章第4節を第7章に変更。
- (40) 第39条第1項を変更し、第2項を変更のうえ第3項とし、第2項を新設。
- (41) 第40条第1項及び第3項を変更。
- (42) 第41条第3項を第4項とし、第3項を新設。
- (43) 第5章を第8章とし、章名を変更。

- (44) 第42条の2を新設。
- (45) 第43条の見出しを変更し、第1項を変更し、第2項を新設。
- (46) 第44条を削除。
- (47) 第45条第1項を変更し、第2項を新設。
- (48) 第46条を変更。
- (49) 第47条を削除。
- (50) 第6章を第9章に変更。
- (51) 第49条第1項を変更。
- (52) 第50条を変更。
- (53) 第51条の見出しを変更し、第1項を変更し、第2項を新設。
- (54) 第10章及び第51条の2を新設。
- (55) 第7章を第11章に変更。

附 則（平24.12.12 一部変更）

この定款変更は、総会の決議（平成24年12月12日）を経て平成25年1月1日から施行する。

（注）変更条項は次のとおりである。

- （1）第2条の2を新設。
- （2）第4条第1項第1号を変更。
- （3）第14条第1項を変更。
- （4）第14条の2第1項を変更。
- （5）第17条第1号を変更。
- （6）第36条の見出しを変更。

附 則（平25.3.26 一部変更）

この定款変更は、総会の決議（平成25年3月26日）を経て平成25年4月1日から施行する。

（注）変更条項は第2条の2第3号。

附 則（平25.6.12 一部変更）

この定款変更は、総会の決議（平成25年6月12日）を経て平成25年7月1日から施行する。

（注）変更条項は第2条の2第3号。

附 則（平26.6.18 一部変更）

この定款変更は、総会の決議（平成26年6月18日）を経て平成26年7月1日から施行する。

（注）変更条項は第20条の2を新設。

附 則（平29.3.28 一部変更）

この定款変更は、総会の決議（平成29年3月28日）を経て平成29年6月23日から施行する。

（注）変更条項は次のとおりである。

- （1）第12条第3項を変更。
- （2）第18条第1項第2号を変更し、第3号を第9号とし、第3号から第8号までを新設し、第2項を削る。
- （3）第19条第1項を変更し、第2項及び第3項を第7項及び第8項とし、第2項から第6項までを新設し、第9項及び第10項を新設。
- （4）第22条第1項を変更。
- （5）第25条第2項第1号を変更。
- （6）第31条第1項から第4項まで及び第6項を変更。
- （7）第7章の章名を変更。
- （8）第7章の2を新設。
- （9）第41条の2を新設。

附 則（2020.3.30一部変更）

この定款変更は、総会の決議（2020年3月30日）を経て2020年4月1日から施行する。

（注）変更条項は次のとおりである。

- （1）第2条の2第2号及び第4号を変更。
- （2）第10条第1項及び第3項を変更。

附 則（2020.6.19一部変更）

この定款変更は、総会の決議（2020年6月19日）を経て2020年7月1日から施行する。

（注）変更条項は次のとおりである。

- （1）第2条の2第2号及び第4号を変更。
- （2）第18条第1項を変更。

附 則（2024.6.25一部変更）

この定款変更は、総会の決議（2024年6月25日）を経て2024年6月25日付で施行する。

（注）第2条の2第2号及び第4号を変更。

無登録のFX業者とのトラブル防止のための啓発動画等の公開について

2024年度は、以下の3本の動画を協会ホームページで公開しました。

【URL】 <https://www.ffaj.or.jp/investors/movie-corner/>

○『STOP SNS型投資詐欺(ネコ編①)』(2024年12月27日公開)



2024年12月27日

STOP SNS型投資詐欺(ネコ編①)

SNS で知り合った相手からの勧誘がきっかけとなるトラブルによる被害防止のための注意喚起動画です。実例を基にしたネコとイヌのやりとりを通して、増加傾向にあるSNS に起因する投資トラブルの注意喚起を行います。

○『STOP SNS型投資詐欺(ネコ編②)』(2024年12月27日公開)



2024年12月27日

STOP SNS型投資詐欺(ネコ編②)

同日に公開したネコ編動画の第2弾です。第1弾と同様に、実例を基にしたネコとイヌのやり取りを通して、著名人のなりすましによる悪質な投資勧誘の危険性を伝えます。

○『その有名人、ホンモノですか？投資のニセ広告に注意』(2025年2月5日公開)



2025年02月05日

その有名人、ホンモノですか？投資のニセ広告に注意！

著名人の名前・写真を悪用した嘘の投資広告がきっかけとなるトラブルについて、シンプルなイラストを用いて分かりやすく解説します。一風変わった漫才風のコミカルなやり取りを通して解説する方法を取り入れるなど、ユニークな表現と親しみを感じてもらえるのが特徴です。